

那覇市公報

第1456号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則

- 那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（こどもみらい課） 187

◇訓 令

- 那覇市守衛服務規程及び那覇市守衛被服貸与規程の一部を改正する訓令
（管財課） 193

◇告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課） 194
- 那覇市歴史博物館の受付及び観覧料等の収納業務の委託について
（歴史博物館） 195
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課） 195
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課） 196

◇公 告

- 那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更について（区画整理課） 196

◇上下水道局規程

- 那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程 198
- 那覇市上下水道局駐車場管理規程 200
- 那覇市上下水道局の職制の見直し等に伴う関係規程の整理に関する規程 205

○那覇市上下水道局車両管理規程の一部を改正する規程	216
○那覇市上下水道局防火管理規程の一部を改正する規程	218
○那覇市上下水道局請負工事等検査規程の一部を改正する規程	220
○那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程	221

◇上下水道局告示

○不利益処分に係る聴聞会開催通知書の公示送達について	238
----------------------------	-----

◇上下水道局公告

○平成19年度那覇市上下水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項 の公表について	241
---	-----

◇病院管理規程

○那覇市立病院企業職員の任期付職員の給与の特例に関する規程	247
○那覇市病院事業管理者の職務代理者を定める規程の一部を改正する規程	248
○那覇市立病院組織規程の一部を改正する規程	249
○那覇市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程	253
○那覇市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	257
○那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部 を改正する規程	266
○那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程	269
○那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程	270
○那覇市立病院企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程	272
○那覇市病院事業会計規程の一部を改正する規程	274
○那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程	275
○那覇市立病院文書取扱規程の一部を改正する規程	278

◇病院告示

○那覇市立病院警備業務委託に伴う収納事務について	281
--------------------------	-----

◇選挙管理委員会告示

○ポスター掲示場の設置場所について	281
○選挙人名簿の縦覧場所について	304
○期日前投票所について	304
○期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について	305
○投票所について	305
○投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について	307
○開票の場所及び日時について	309
○開票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について	309
○開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について	310
○投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について	310
○期日前投票所の投票管理者の変更について	311

◇正 誤

○那覇市公報号外第 679 号の正誤	311
--------------------	-----

規 則

那覇市規則第27号

平成19年 5 月 1 日

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則(平成10年那覇市規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保育料の納期) 第13条 保育料は、<u>毎月20日までにその月分を納めなければならない。</u>ただし、月の中途に入所する場合その他市長が特に認める場合においては、別に市長が定める日までに納めるものとする。 [別表第1 別記]	(保育料の納期) 第13条 保育料は、<u>その月分を毎月20日(4月分及び5月分については、5月27日)までに納めなければならない。</u>ただし、月の中途に入所する場合その他市長が特に認める場合においては、別に市長が定める日までに納めるものとする。 [別表第1 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市保育の実施等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の規則別表第1備考第6項第3号の規定は、平成18年10月1日から適用する。

[改正前 別記]

別表第1(第12条関係)

各月初日の保育児の属する世帯の階層区分				保育料(月額)		
階層区分		定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
[略]						
D階層	D1	[略]	<u>10,200円未満</u>	[略]		
	D2		<u>10,200円以上22,400円未満</u>			
	D3		<u>22,400円以上48,000円未満</u>			
	D4		<u>48,000円以上64,000円未満</u>			
	D5		<u>64,000円以上96,000円未満</u>			
	D6		<u>96,000円以上160,000円未満</u>			
	D7		<u>160,000円以上408,000円未満</u>			
	D8		<u>408,000円以上</u>			

備考

- 1 上表のC1A及びC1B階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2A及びC2B階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。

ただし、この所得割の額を計算する場合には、次に掲げる規定は適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 地方税法附則第5条第2項

- 2 上表のD1からD8までの階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項

(3) 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成11年法律第9号)附則第18条

3～4 [略]

- 5 上表の「母子世帯等」とは、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯をいう。

- 6 上表の「在宅障害児(者)のいる世帯」とは、次に掲げる児童(者)を有する世帯をいう。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

(2) 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発156号)に定める療育手帳の交付を受け

た者

- (3) 特別児童扶養手当の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

7 上表のB2からD4までの階層区分に該当する世帯については、当該世帯に2人以上の保育の実施を受ける児童がいる場合におけるこれら児童に係る保育料は、次に定めるところによる。

- (1) 最も保育料が低い児童(最も保育料が低い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。) 上表に定める額
- (2) 前号以外の児童のうち、最も保育料が低い児童(最も保育料が低い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。) 上表に定める額に2分の1を乗じて得た額
- (3) [略]

8 上表のD5からD8までの階層区分に該当する世帯については、当該世帯に2人以上の保育の実施を受ける児童がいる場合におけるこれら児童に係る保育料は、次に定めるところによる。

- (1) 最も保育料が高い児童(最も保育料が高い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。) 上表に定める額
- (2) 前号以外の児童のうち、最も保育料が高い児童(最も保育料が高い児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。) 上表に定める額に2分の1を乗じて得た額
- (3) 前2号以外の児童 上表に定める額に10分の1を乗じて得た額

[改正後 別記]

別表第1 (第12条関係)

表第1-2第12条関係

各月初日の保育児の属する世帯の階層区分				保育料(月額)		
階層区分		定義		3歳未満 児	3歳児	4歳以上 児
[略]						
D階層	D1	[略]	11,475円未満	[略]		
	D2		11,475円以上25,200円未満			
	D3		25,200円以上54,000円未満			
	D4		54,000円以上72,000円未満			
	D5		72,000円以上108,000円未満			
	D6		108,000円以上180,000円未満			
	D7		180,000円以上459,000円未満			
	D8		459,000円以上			

備考

- 1 上表のC1A及びC1B階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号の均等割の額をいい、C2A及びC2B階層における「所得割の額」とは、同項第2号の所得割の額をいう。

ただし、この所得割の額を計算する場合には、次に掲げる規定は適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 地方税法附則第5条第3項

- 2 上表のD1からD8までの階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

3～4 [略]

- 5 上表の「母子世帯等」とは、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条の配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯をいう。

6 [略]

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律283号)第15条の身体障害者手帳の交付を受けた者

(2) 療育手帳制度について(昭和48年厚生省発156号)に定める療育手帳の交付を

受けた者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

7 上表のB2からD8までの階層区分に該当する世帯については、当該世帯に2人以上の保育(幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の幼稚園をいう。)及び認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第6条第2項の認定こども園をいう。)における保育を含む。)の実施を受ける児童がいる場合におけるこれら児童に係る保育料は、次に定めるところによる。

(1) 最も年齢が高い児童(同年齢の児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。) 上表に定める額

(2) 前号以外の児童のうち、最も年齢が高い児童(同年齢の児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。) 上表に定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) [略]

訓 令

那覇市訓令第9号

平成19年4月27日

施 行 済

那覇市守衛服務規程及び那覇市守衛被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市守衛服務規程及び那覇市守衛被服貸与規程の一部を改正する訓令

(那覇市守衛服務規程の一部改正)

第1条 那覇市守衛服務規程(1965年那覇市訓令第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
(総務課長の監督) 第2条 守衛は、総務部総務課長(以下「<u>総務課長</u>」という。)の指揮監督を受け、庁舎内外の警備その他の庶務に従事しなければならない。 (破損箇所の報告) 第8条 守衛は、庁舎内外の破損箇所を発見したときは、その原因を調べ、直ちに<u>総務課長</u>に報告しなければならない。 (勤務日誌等の引継ぎ) 第12条 [略] 2 收受文書その他の物品は、職員の勤務時間外、週休日又は休日にあつては次番者に、職員の勤務中にあつては<u>総務課長</u>に、引き継がなければならない。 3 第1項の守衛勤務日誌及び時間外登退庁簿は、<u>総務課長</u>の閲覧を受けなければならない。 第1号様式 時間外登退庁簿 <table><tr><td><u>総務課長</u></td><td>主幹等</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table>	<u>総務課長</u>	主幹等	[略]				[略]			(管財課長の監督) 第2条 守衛は、総務部管財課長(以下「<u>管財課長</u>」という。)の指揮監督を受け、庁舎内外の警備その他の庶務に従事しなければならない。 (破損箇所の報告) 第8条 守衛は、庁舎内外の破損箇所を発見したときは、その原因を調べ、直ちに<u>管財課長</u>に報告しなければならない。 (勤務日誌等の引継ぎ) 第12条 [略] 2 收受文書その他の物品は、職員の勤務時間外、週休日又は休日にあつては次番者に、職員の勤務中にあつては<u>管財課長</u>に、引き継がなければならない。 3 第1項の守衛勤務日誌及び時間外登退庁簿は、<u>管財課長</u>の閲覧を受けなければならない。 第1号様式 時間外登退庁簿 <table><tr><td><u>課長</u></td><td>主幹等</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table>	<u>課長</u>	主幹等	[略]				[略]		
<u>総務課長</u>	主幹等	[略]																	
[略]																			
<u>課長</u>	主幹等	[略]																	
[略]																			
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。																			

(那覇市守衛被服貸与規程の一部改正)

第2条 那覇市守衛被服貸与規程(1965年那覇市訓令第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(被服を亡失又は損傷したときの処置) 第6条 被貸与者は、貸与を受けた被服を	(被服を亡失又は損傷したときの処置) 第6条 被貸与者は、貸与を受けた被服を

亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷したときは、被服亡失・損傷届(第1号様式)により、速やかに総務部総務課長(以下「<u>総務課長</u>」という。)に届け出なければならない。 2～3 〔略〕 (貸与の記録) 第8条 <u>総務課長</u>は、被服貸与簿(第2号様式)を備え、貸与、返納等の状況を記録しなければならない。 第1号様式 年 月 日 <u>総務部総務課長</u> 殿 〔略〕	亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷したときは、被服亡失・損傷届(第1号様式)により、速やかに総務部管財課長(以下「<u>管財課長</u>」という。)に届け出なければならない。 2～3 〔略〕 (貸与の記録) 第8条 <u>管財課長</u>は、被服貸与簿(第2号様式)を備え、貸与、返納等の状況を記録しなければならない。 第1号様式 年 月 日 <u>課長</u> 様 〔略〕
備考 第1条備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則
この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第13号
平成19年4月5日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 1 4 号

平成 1 9 年 4 月 5 日

掲 示 済

那覇市歴史博物館の受付及び観覧料等の収納業務の委託について

那覇市歴史博物館の受付及び観覧料等の収納業務について、地方自治法施行令第 1 5 8 条第 2 項及び那覇市会計規則第 3 4 条第 2 項にもとづき、下記のとおり告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- 1 委託業務の名称 那覇市歴史博物館受付・観覧料等収納業務
- 2 受託者の住所 那覇市松尾 1 - 1 - 2
- 3 受託者の名称 株式会社流通アシスト
代表取締役 長 嶺 良 三
- 4 委 託 期 間 平成 1 9 年 4 月 5 日～平成 2 0 年 3 月 3 1 日

那覇市告示第 1 8 号

平成 1 9 年 4 月 1 2 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 2 0 号

平成 1 9 年 4 月 1 3 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

公 告

那覇市公告第 3 号

平成 1 9 年 4 月 6 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更について

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法第 5 5 条第 1 3 項において準用する同条第 9 項の規定により、下記の事項を公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- | | | |
|---|-------------|-------------------------------|
| 1 | 土地区画整理事業の名称 | 那覇広域都市計画事業
真嘉比古島第二土地区画整理事業 |
| 2 | 施行者の名称 | 那覇市 |

3 施 行 地 区

那覇市	字真嘉比	真嘉比原	翠原	の全部
		前原	西原 後原	
	字古島	真嘉比川原	東原	の一部
	字松川	与那覇堂原	今帰仁原 後原	
	字大道	上大道原	下大道原	

- 4 事業施行期間 昭和 6 3 年 1 2 月 1 2 日から
平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで
- 5 事務所の所在地 那覇市字真嘉比 3 4 3 番地 1 3
那覇市 都市計画部 区画整理課
- 6 事業計画の決定の年月日 昭和 6 3 年 1 2 月 1 2 日
- 7 事業計画の変更の年月日 平成 1 9 年 4 月 6 日

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 2 号
平成 1 9 年 3 月 2 2 日
公 布 済

那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親

那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局行政財産使用料規程（平成11年那覇市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前

(使用料の徴収)

第 2 条 那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 **第 4 項**の規定による行政財産の使用許可を受けた者から使用許可の際に使用料を徴収する。ただし、使用の期間が 1 月を超える場合において管理者が必要と認めるときは、分割して徴収することができる。

(使用料の額)

第 3 条 行政財産の使用料の年額は、次に定める基準に従い管理者が定める。

(1)～(3) 略

2 管理者は、**前項各号**によることが不適当と認めるときは、使用料の額を別に定めることがある。

3 略

4 略

5 略

(職員駐車のための土地の使用料)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、**市職員に対し、その通勤のための**車両を駐車させる場合の使用料の**月額**は、次表に**定める額**とする。

施設	使用料 月額
上下水道局庁舎	職員のオートバイ 1,000 円

改正後

(使用料の徴収)

第 2 条 那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 **第 7 項**の規定による行政財産の使用許可を受けた者から使用許可の際に使用料を徴収する。ただし、使用の期間が 1 月を超える場合において管理者が必要と認めるときは、分割して徴収することができる。

(使用料の額)

第 3 条 行政財産の使用料の年額は、次に定める基準に従い管理者が定める。

(1)～(3) 略

2 管理者は、**前項各号及び次条**によることが不適当と認めるときは、使用料の額を別に定めることがある。

3 略

4 略

5 略

(**駐車使用の額**)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、車両を駐車させる場合の使用料の**額**は、次表に**定めるとおり**とする。

施 設	使用の形態	額		
上下水道局庁舎	時間駐車	基本料金	入庫から 15 分以内	無料

			<u>入庫から15分を超えて60分以内</u>	<u>200円</u>
		<u>超過料金</u>	<u>60分を超えて30分までごとに</u>	<u>100円</u>
	上下水道局庁舎	<u>職員のオートバイ駐車</u>	<u>月額 1,000円</u>	

備考

1

改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）があるときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2

改正後部分に対応する改正部分がないときは、当該改正後部分を加える。

3

改正部分に対応する改正後部分がないときは、当該改正部分を削る。

4

項名を「～」で結んでいるときは、これらの項名の間にあるすべての項名を順次示したものとする。

付 則
この規程は、平成 19 年 3 月 22 日から施行する。

那覇市上下水道局規程第3号
平成 1 9 年 3 月 2 2 日
公 布 済

那覇市上下水道局駐車場管理規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親

那覇市上下水道局駐車場管理規程

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条―第 7 条)
- 第 2 章 利用 (第 8 条―第 13 条)
- 第 3 章 駐車料金 (第 14 条―第 18 条)
- 第 4 章 引き取りのない車両の措置 (第 19 条―第 22 条)
- 第 5 章 管理責任及び損害賠償 (第 23 条―第 25 条)
- 第 6 章 雑則 (第 26 条―第 27 条)

付 則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、次に掲げる駐車場の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(1) 名称 那覇市上下水道局駐車場 (以下「駐車場」という。)

(2) 所在地 那覇市おもろまち 1 丁目 1 番 1 号

(契約の成立)

第 2 条 駐車場の利用者 (以下「利用者」という。) は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(利用区分)

第 3 条 駐車場は、上下水道局利用者の駐車 (以下「局利用駐車」という。) 及び時間単位の駐車 (以下「時間制駐車」という。) の利用に区分するものとする。

(利用時間)

第 4 条 駐車場の利用時間は、終日 (24 時間) とする。ただし、上下水道事業管理者 (以下「管理者」という。) は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(時間制駐車の利用期間)

第 5 条 時間制駐車の利用は、駐車券を受け取った日から起算して 3 日を限度とする。ただし、管理者は、やむを得ない場合は、これを延長することができる。

(利用休止等)

第 6 条 管理者は、次に掲げる場合は、駐車場の全部又は一部について、利用休止、駐車場の隔絶、車両の通行禁止及び車両の退避を行うことができる。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の破損その他これらに準じる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 保安上利用の継続が適当でないと認められる場合

(3) 工事、清掃等を行うため必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第 7 条 駐車場に駐車できる車両 (自動二輪車を除く。以下同じ) は、積載物又は取付物を含めて長さ 5.0 メートル、幅 2.0 メートル、高さ 2.3 メートルを超えないものとする。

第 2 章 利用

(駐車場の入出等)

第 8 条 駐車場に車両を入庫しようとするときは、入口の発券機で駐車券の交付を受けるものとする。

2 駐車場から車両を出庫しようとするときは、出口の精算機で駐車券を返還し、駐車料金を納付するものとする。

3 第 1 項の手続きを経ることにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の許可があったものとみなす。

(駐車場内の通行)

第 9 条 利用者は、駐車場内の車両による通行については、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 徐行すること。

(2) 追越しをしないこと。

(3) 出庫する車両の通行を優先すること。

(4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

(5) 標識、標示又は係員の指示に従うこと。

(禁止行為)

第 10 条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の車両の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設、設備その他の物件又は駐車中の車両を損傷するおそれのある行為をすること。

(3) みだりに火気を使用し、騒音を発すること。

(4) ごみその他の汚物を捨てること。

(5) 前 4 号に定めるもののほか駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(入庫の拒否)

第 11 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入庫を拒否することができる。

(1) 駐車場の構造又は設備上車両を入庫させることができない場合

(2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けている場合

(3) 駐車場の施設を損傷するおそれがある場合

(4) 著しい騒音や臭気を発している場合

(5) 非衛生的なものを積載し、又は取り付けている場合

(6) 液汁を出し、又はこぼすおそれがある場合

(7) その他駐車場の管理に支障があると認める場合

(出庫の拒否)

第 12 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車した車両の出庫を拒否することができる。

(1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返還しない場合

(2) 利用者が車両を出庫するときに、所定額の現金を納付しない場合又は定期

駐車券を提示しない場合。

(事故に対する措置)

第 13 条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがあると認めるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第 3 章 駐車料金

(局利用駐車料金)

第 14 条 局利用駐車の利用に係る料金（以下「局利用駐車料金」という。）は、無料とする。

2 前項の局利用駐車料金は、各課で駐車券を提示し承認を受け、みずプラッサ A 棟 1 階の料金課又は給排水設備課（局の営業時間外については、守衛室）において、当該駐車券を認証機で認証することにより無料化することとする。

(時間制駐車料金)

第 15 条 時間制駐車の利用に係る料金（以下「時間制駐車料金」という。）は、那覇市上下水道局行政財産使用料規程（平成 11 年那覇市水道局規程第 9 号。以下「使用料規程」という。）に定めるところによる。

(時間制駐車料金における駐車時間)

第 16 条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。

(時間制駐車料金の不徴収)

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する車両を駐車させる場合は、時間制駐車料金を徴収しない。

(1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車

(2) 駐車場の付近において、国又は地方公共団体の職員が緊急を要する公務を行うために使用する車両

(3) 駐車場に係る電気、通信、水道又はガス等の工事等のために使用する車両

(4) その他管理者が特に必要と認める車両

(不正利用者に対する割増金)

第 18 条 時間制利用者が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは、所定の駐車料金のほかに、その 2 倍相当額の割増金を収受する。

第 4 章 引き取りのない車両の措置

(引き取りの請求)

第 19 条 時間制利用者が管理者に届出を行うことなく第 5 条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期利用者が定期駐車契約の契約期間の終了、解約若しくは解除の日から起算して 3 日を超えて駐車している場合は、管理者は、これらの利用者に対する通知、又は駐車場における掲示により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引き取りを拒み、若しくは引き取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車車検証に記載された所有者及び使

用者をいう。以下同じ。)に通知し、又は駐車場において掲示することにより指定する日までに車両を引き取ることを請求し、又はこれを所有者等に引き渡すことができる。この場合において、当該車両の引き渡しに伴う利用者の一切の権利は放棄されたものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引き取りがなされないときは引き取りを拒絶したものとみなす旨を付記するものとする。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

5 第1項又は第2項の手続きに要した費用は、利用者が負担するものとする。

(車両の調査)

第20条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するため必要な限度において、当該車両(車内を含む。)について調査することができる。

(車両の移動)

第21条 管理者は、第20条第1項の場合において、管理上支障があると認めるときは、利用者若しくは所有者等に通知し、又は駐車場において掲示することにより、当該車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第22条 管理者は、第20条第2項の請求にかかわらず、なお引き取りのない車両について再度期限を定めて当該車両の所有者等に通知し、又は駐車場において掲示することにより、引き取りの催告をするものとする。

2 管理者は、前項の催告により定めた期限後から3月を経過した後なお引き取りがない場合は、所有者等に通知し、又は駐車場において掲示することにより予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて当該車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

3 前項の規定にかかわらず車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、所有者等に通知し、又は駐車場において掲示することにより予告した上で、第1項の催告により定めた期限後、直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

4 管理者は、前2項の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に通知し、又は駐車場において掲示するものとする。

5 管理者は、第2項又は第3項の規定により車両を処分したときは、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払を請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 管理責任及び損害賠償

(管理責任)

第 23 条 駐車場における盗難、事故等について、管理者は、その責任を負わない。

ただし、明白な駐車場の管理の瑕疵に起因する場合は、この限りでない。

2 駐車場の施設内において、第三者行為に起因して生じた利用者への損害その他不可抗力によって生じた利用者の損害については、管理者は、その責任を負わない。

(損害賠償)

第 24 条 利用者は、駐車場の施設、設備その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 第 7 条又は第 11 条の規定に反して車両を入庫させた場合において、当該車両が原因となり前項の損害が生じたときは、当該車両の使用者に過失があったものと推定する。

(車両の積載物又は取り付け物に関する損害賠償)

第 25 条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取り付け物に関する損害について、賠償の責任を負わない。

第 6 章 雑則

(合意管轄)

第 26 条 この駐車場の利用に際し、事故等の争いが生じたときは、第 1 審の裁判所は、那覇地方裁判所とすることとする。

(この規程に定めない事項)

第 27 条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

付 則

この規程は、平成 19 年 3 月 22 日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 5 号

平成 1 9 年 3 月 3 0 日

公 布 済

那覇市上下水道局の職制の見直し等に伴う関係規程の整理に関する規程をここに公布する

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親

那覇市上下水道局の職制の見直し等に伴う関係規程の整理に関する規程

(那覇市上下水道局職員職名規程の一部改正)

第1条 那覇市上下水道局職員職名規程(1970年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(<u>吏員</u>の職名) 第2条 <u>吏員</u>の職名は、次のとおりとする。 (1) 事務<u>吏員</u> 部長 <u>参事</u> 副部長 <u>副参事</u> 課長 主幹 係長 <u>室長</u> 主査 主任主事 主事 (2) 技術<u>吏員</u> 部長 <u>参事</u> 副部長 <u>副参事</u> 課長 <u>技幹</u> 係長 <u>室長</u> 技査 主任技師 技師 技工長 技工 2 部長、<u>参事</u>、<u>副部長及び副参事</u>の職名には上下水道部の名称を冠するものとし、課長、<u>室長</u>及び係長並びに職制上これ等に準ずるものと定められた職を命ぜられた<u>吏員</u>については、その課、<u>係又は室</u>の名称を職名に冠するものとする。	(職名) 第2条 <u>職員</u>の職名は、次のとおりとする。 (1) 事務<u>職員</u> 部長 <u>参事監</u> 副部長 <u>参事</u> 課長 <u>担当副参事</u> <u>副参事</u> 主幹 係長 主査 主任主事 主事 (2) 技術<u>職員</u> 部長 <u>参事監</u> 副部長 <u>参事</u> 課長 <u>担当副参事</u> <u>副参事</u> <u>主幹</u> 係長 技査 主任技師 技師 技工長 技工 2 部長、<u>参事監</u>、<u>副部長及び参事</u>の職名には上下水道部の名称を冠するものとし、課長、<u>主幹</u>及び係長並びに職制上これ等に準ずるものと定められた職を命ぜられた<u>職員</u>については、その課<u>又は係</u>の名称を職名に冠するものとする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合は、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市上下水道局職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正)

第2条 那覇市上下水道局職員の特殊勤務手当支給規程(1967年那覇市水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表			別表		
手当の種類	支給額	手当を受ける者	手当の種類	支給額	手当を受ける者
略			略		

現場作業 手当	日 額 65 円	技術員 給維及防場従職 専ら管理水現にた で配持び止作事員
以下略		

現場作業 手当	日 額 65 円	技術員 給維及防場従職 専ら管理水現にた で配持び止作事員
以下略		

備考 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(那覇市上下水道局公印規程の一部改正)

第3条 那覇市上下水道局公印規程（1967年那覇市水道局規程第7号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第1							別表第1						
名称	ひな型番号	寸法	書体	用途	管守者	保管場所	名称	ひな型番号	寸法	書体	用途	管守者	保管場所
那覇市上下水道事業管理者之印	4	方24 ミリメートル	れい書	窓口発行納入証明書等	料金課主幹	料金課	那覇市上下水道事業管理者之印	4	方24 ミリメートル	れい書	窓口発行納入証明書等	料金課担当副参事	料金課
企業	11	方12	れい	領収	料金	料金	企業	11	方12	れい	領収	料金	料金

出納員印		ミリメートル	書	書	課主幹	課
企業出納員印	12	直径25ミリメートル	かい書	窓口収納分領収印	料金課主幹	料金課

備考 ひな型番号 9 課長之印は 4 個、ひな型番号 12 企業出納員印は 3 個とする。

出納員印		ミリメートル	書	書	課担当副参事	課
企業出納員印	12	直径25ミリメートル	かい書	窓口収納分領収印	料金課担当副参事	料金課

備考 ひな型番号 9 課長之印は 4 個、ひな型番号 12 企業出納員印は 3 個とする。

備考 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の一部改正)

第 4 条 那覇市水道事業及び下水道事業会計規程 (1968 年那覇市水道局規程第 3 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(企業出納員) 第 4 条 局に企業出納員を置き、総務課長、料金課主幹、財政課長、配水課長、財政課財政係主査、財政課財政係長、料金課収納係長、料金課整理係長、総務課管財係長及び配水課給水工事係長をもってこれに充てる。 2 企業出納員を、業務企業出納員、物品企業出納員及び会計企業出納員に区分し、その事務は当該各号に定めるとおりとする。 (1) 業務企業出納員 水道料金、水道加入金、手数料その他水道事業管理者 (第 7 条を除き、以下「管理者」という。) が指定する収納金の収納事務 (2) 物品企業出納員 固定資産会計事務 (減価償却を除く。) 及びたな卸資産の出納保管事務	(企業出納員) 第 4 条 局に企業出納員を置き、総務課長、料金課担当副参事、財政課長、配水課長、財政課財政係主査、財政課財政係長、料金課収納係長、料金課整理係長、総務課管財係長及び配水課給水工事係長をもってこれに充てる。 2 企業出納員を、業務企業出納員、物品企業出納員及び会計企業出納員に区分し、その事務は当該各号に定めるとおりとする。 (1) 業務企業出納員 水道料金、水道加入金、手数料その他水道事業管理者 (第 7 条を除き、以下「管理者」という。) が指定する収納金の収納事務 (2) 物品企業出納員 固定資産会計事務 (減価償却を除く。) 及びたな卸資産の出納保管事務

(3) 会計企業出納員 前 2 号以外の会計事務

3 第 1 項の企業出納員を、前項の区分に応じ、業務企業出納員については料金課主幹、料金課収納係長及び料金課整理係長を、物品企業出納員については総務課長、総務課管財係長、配水課長及び配水課給水工事係長を、会計企業出納員については財政課長、財政課財政係主査及び財政課財政係長をもって充てる。この場合において配水課長及び配水課給水工事係長としての物品企業出納員は、配水課の所管事務で発生するたな卸資産の出納保管事務を処理するものとする。

4 会計企業出納員が決裁する事項について財政課長である会計企業出納員が出張、病気その他の理由により一時的に決裁できない状態(以下「不在」という。)のときは、財政課財政係主査又は財政課財政係長である企業出納員が代決し、業務企業出納員が決裁する事項について料金課主幹である業務企業出納員が不在のときは、料金課収納係長又は料金課整理係長である企業出納員が代決し、総務課長である物品企業出納員が決裁する事項について総務課長が不在のときは、総務課管財係長である企業出納員が代決する。ただし、配水課長である物品企業出納員が所管する事務については、物品企業出納員である配水課長が不在のときは、配水課給水工事係長である企業出納員が代決する。

5 前項の規定は、会計企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときに準用する。

(金銭の出納)

第 23 条 金銭の出納は、証拠書類を添付した収入伝票及び支出伝票によらなければ、これをなすことができない。

(3) 会計企業出納員 前 2 号以外の会計事務

3 第 1 項の企業出納員を、前項の区分に応じ、業務企業出納員については料金課担当副参事、料金課収納係長及び料金課整理係長を、物品企業出納員については総務課長、総務課管財係長、配水課長及び配水課給水工事係長を、会計企業出納員については財政課長、財政課財政係主査及び財政課財政係長をもって充てる。この場合において配水課長及び配水課給水工事係長としての物品企業出納員は、配水課の所管事務で発生するたな卸資産の出納保管事務を処理するものとする。

4 会計企業出納員が決裁する事項について財政課長である会計企業出納員が出張、病気その他の理由により一時的に決裁できない状態(以下「不在」という。)のときは、財政課財政係主査又は財政課財政係長である企業出納員が代決し、業務企業出納員が決裁する事項について料金課担当副参事である業務企業出納員が不在のときは、料金課収納係長又は料金課整理係長である企業出納員が代決し、総務課長である物品企業出納員が決裁する事項について総務課長が不在のときは、総務課管財係長である企業出納員が代決する。ただし、配水課長である物品企業出納員が所管する事務については、物品企業出納員である配水課長が不在のときは、配水課給水工事係長である企業出納員が代決する。

5 前項の規定は、会計企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときに準用する。

(金銭の出納)

第 23 条 金銭の出納は、証拠書類を添付した収入伝票及び支出伝票によらなければ、これをなすことができない。

(資金の繰替運用)

第23条の2 各会計の資金に不足があるときは、相互に繰替運用することができる。

備考

- 1 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

(那覇市上下水道局被服貸与規程の一部改正)

第5条 那覇市上下水道局被服貸与規程(1970年那覇市水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表						別表					
種類		数量	期間 (年)	貸与を受ける職員	備考	種類		数量	期間 (年)	貸与を受ける職員	備考
技術服						技術服					
	(B)	1	1	(1) 技術吏員の係長(技査を含む) (2) 技師 (3) 量水器の管	上下衣ただし、業務遂行上貸与する必要がないと総務課		(B)	1	1	(1) 技術職員の係長(技査を含む) (2) 技師 (3) 量水器の管	上下衣ただし、業務遂行上貸与する必要がないと総務課

				長が認めた職員は除く 理に係る業務に従事する職員	技術吏員の課長（相 当職にある職員を含むの職にある者）
		1	3		

				長が認めた職員は除く 理に係る業務に従事する職員	技術職員 の の課長（相 当職にある職員を含むの職にある者）
		1	3		

備考 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(那覇市上下水道局分課規程の一部改正)
 第6条 那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職制)	(職制)

第 3 条 部に部長及び副部長、課に課長、係に係長又は室長を置く。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは部に参事又は副参事、課に主幹若しくは技幹又は主査若しくは技査を置くことができる。

(職務)

第 4 条 部長、副部長、課長、係長及び室長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 参事、主幹、技幹、主査及び技査は、上司の命を受けて所掌事務を処理する。

(事務分掌)

第 6 条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。

上下水道部

総務課

(略)

企画経営課

- (1) 経営基本計画の策定及び基本的な事業の総合調整に関すること。
- (2) 水道事業の変更認可申請に関すること。
- (3) 経営に伴う資料収集、調査及び改善に関すること。
- (4) 事務事業の改善に関すること。
- (5) 統計に関すること。
- (6) 職員定数、組織及び事務分掌に関すること。
- (7) 特命事項に関すること。
- (8) 電子計算業務に関すること。
- (9) 料金制度に関すること。
- (10) 現水道局庁舎の跡利用に関すること。

財政課

第 3 条 部に部長及び副部長、課に課長又は担当副参事、係に係長を置く。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは部に参事監又は参事、課に副参事若しくは主幹又は主査若しくは技査を置くことができる。

(職務)

第 4 条 部長、副部長、課長又は担当副参事及び係長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 参事監、参事、副参事、主幹、主査及び技査は、上司の命を受けて所掌事務を処理する。

(事務分掌)

第 6 条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。

上下水道部

総務課

(略)

企画経営課

- (1) 経営基本計画の策定及び基本的な事業の総合調整に関すること。
- (2) 水道事業の変更認可申請に関すること。
- (3) 経営に伴う資料収集、調査及び改善に関すること。
- (4) 事務事業の改善に関すること。
- (5) 統計に関すること。
- (6) 職員定数、組織及び事務分掌に関すること。
- (7) 特命事項に関すること。
- (8) 電子計算業務に関すること。
- (9) 料金制度に関すること。

財政課

(略)	(略)
料金課 (略)	料金課 (略)
以下略	以下略
備考 1 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

(那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部改正)

第 7 条 那覇市上下水道局請負工事監督規程 (昭和61年那覇市水道局規程第1号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(監督員) 第 2 条 工事の適正かつ円滑な実施を図るため、那覇市上下水道局工事請負契約書第 7 条の規定による監督員を次のとおり定める。 (1) 主任現場監督員 (2) 現場監督員 2 主任現場監督員は、当該工事を所掌する課又は室(以下「主管課」という。)の工事施工監理事務を所掌する係の係長又は技査とし、現場監督員は、当該係長又は技査の指名に基づき主管課長が命ずる。 3 前項の規定にかかわらず水道事業管理者(以下「管理者」という。)において必要と認めるときは、別段の措置を執ることができる。	(監督員) 第 2 条 工事の適正かつ円滑な実施を図るため、那覇市上下水道局工事請負契約書第 7 条の規定による監督員を次のとおり定める。 (1) 主任現場監督員 (2) 現場監督員 2 主任現場監督員は、当該工事を所掌する課 (以下「主管課」という。)の工事施工監理事務を所掌する係の係長又は技査とし、現場監督員は、当該係長又は技査の指名に基づき主管課長が命ずる。 3 前項の規定にかかわらず水道事業管理者(以下「管理者」という。)において必要と認めるときは、別段の措置を執ることができる。
備考 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

(那覇市上下水道局事務決裁規程の一部改正)

第 8 条 那覇市上下水道局事務決裁規程 (昭和62年那覇市水道局規程 6 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 管理者又は部長以下の職員が管理者の権限に属する事務について最終的に意思決定することをいう。 (2) 専決 部長以下の職員がこの規程の定めるところにより管理者に代わって決裁することをいう。 (3) 代決 管理者又は専決者が不在のとき管理者又は専決者に代わって決裁することをいう。 (4) 決定 部長以下の職員が決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。 (5) 代理決定 決定者が不在のときその者に代わってその意思を決定することをいう。 (6) 不在 管理者若しくは専決者又は決定者が、出張、病気その他の理由により、決裁又は決定することができない状態をいう。 (7) 課長 那覇市水道局分課規程(昭和51年水道局規程第 1 号。以下「分課規程」という。)第 2 条に規定する課の長並びに同規程第 3 条第 2 項に規定する<u>主幹及び技幹</u>をいう。 (8) 係長 課に置かれる係の長<u>及び室の長</u>並びに分課規程第 3 条第 2 項に規定する主査及び技査をいう。 以下略	(用語の意義) 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 管理者又は部長以下の職員が管理者の権限に属する事務について最終的に意思決定することをいう。 (2) 専決 部長以下の職員がこの規程の定めるところにより管理者に代わって決裁することをいう。 (3) 代決 管理者又は専決者が不在のとき管理者又は専決者に代わって決裁することをいう。 (4) 決定 部長以下の職員が決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。 (5) 代理決定 決定者が不在のときその者に代わってその意思を決定することをいう。 (6) 不在 管理者若しくは専決者又は決定者が、出張、病気その他の理由により、決裁又は決定することができない状態をいう。 (7) 課長 那覇市水道局分課規程(昭和51年水道局規程第 1 号。以下「分課規程」という。)第 2 条に規定する課の長<u>及び担当副参事</u>並びに同規程第 3 条第 2 項に規定する<u>副参事</u>をいう。 (8) 係長 課に置かれる係の長並びに分課規程第 3 条第 2 項に規定する主査及び技査をいう。 以下略
備考 1 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

（那覇市上下水道局局議規程の一部改正）

第9条 那覇市上下水道局局議規程（平成4年那覇市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（構成） 第3条 会議は、管理者、部長、<u>参事</u>、副部長、<u>副参事</u>、課長、<u>主幹及び技幹</u>で構成する。	（構成） 第3条 会議は、管理者、部長、副部長、<u>参事</u>、課長、<u>担当副参事及び副参事</u>で構成する。
備考 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市上下水道局徴収事務委託規程の一部改正）

第10条 那覇市上下水道局徴収事務委託規程（平成16年那覇市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
第 2 号様式 <u>水道料金等徴収報告書</u>	第 2 号様式 <u>水道料金等徴収報告書</u>																								
<table><tr><td>引継日 平年月日曜日</td><td>料金課主幹</td><td>収納係長</td><td>収納係</td><td></td><td></td></tr><tr><td>徴収月 件数 件</td><td>受託者 印</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	引継日 平年月日曜日	料金課主幹	収納係長	収納係			徴収月 件数 件	受託者 印					<table><tr><td>引継日 平年月日曜日</td><td>料金課担当副参事</td><td>収納係長</td><td>収納係</td><td></td><td></td></tr><tr><td>徴収月 件数 件</td><td>受託者 印</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	引継日 平年月日曜日	料金課担当副参事	収納係長	収納係			徴収月 件数 件	受託者 印				
引継日 平年月日曜日	料金課主幹	収納係長	収納係																						
徴収月 件数 件	受託者 印																								
引継日 平年月日曜日	料金課担当副参事	収納係長	収納係																						
徴収月 件数 件	受託者 印																								
備考 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。																									

(那覇市上下水道局人事評価規程の一部改正)

第11条 那覇市上下水道局人事評価規程（平成18年那覇市上下水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																							
(評価者及び被評価者) 第 5 条 評価者は、第一次評価者及び第二次評価者(部長にあつては第一次評価者)とし、被評価者の職位に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、別に評価者を指定することができる。 <table><tr><th>被評価者</th><th>第一次評価者</th><th>第二次評価者</th></tr><tr><td>主事級及び主任級</td><td>係長</td><td>課長</td></tr><tr><td>係長級</td><td><u>課長</u></td><td><u>副部長</u></td></tr><tr><td>課長級</td><td>副部長</td><td>部長</td></tr><tr><td>副部長</td><td>部長</td><td>管理者</td></tr><tr><td>部長</td><td>管理者</td><td>＼</td></tr></table>	被評価者	第一次評価者	第二次評価者	主事級及び主任級	係長	課長	係長級	<u>課長</u>	<u>副部長</u>	課長級	副部長	部長	副部長	部長	管理者	部長	管理者	＼	(評価者及び被評価者) 第 5 条 評価者は、第一次評価者及び第二次評価者(部長にあつては第一次評価者)とし、被評価者の職位に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、別に評価者を指定することができる。 <table><tr><th>被評価者</th><th>第一次評価者</th><th>第二次評価者</th></tr><tr><td>主事級及び主任級</td><td>係長</td><td>課長</td></tr><tr><td>係長級</td><td><u>主 幹 又 は 課長</u></td><td><u>課長又は副部長</u></td></tr><tr><td><u>主幹級</u></td><td><u>課長</u></td><td><u>副部長</u></td></tr><tr><td>課長級</td><td>副部長</td><td>部長</td></tr><tr><td>副部長級</td><td>部長</td><td>管理者</td></tr><tr><td>部長</td><td>管理者</td><td>＼</td></tr></table>	被評価者	第一次評価者	第二次評価者	主事級及び主任級	係長	課長	係長級	<u>主 幹 又 は 課長</u>	<u>課長又は副部長</u>	<u>主幹級</u>	<u>課長</u>	<u>副部長</u>	課長級	副部長	部長	副部長級	部長	管理者	部長	管理者	＼
被評価者	第一次評価者	第二次評価者																																						
主事級及び主任級	係長	課長																																						
係長級	<u>課長</u>	<u>副部長</u>																																						
課長級	副部長	部長																																						
副部長	部長	管理者																																						
部長	管理者	＼																																						
被評価者	第一次評価者	第二次評価者																																						
主事級及び主任級	係長	課長																																						
係長級	<u>主 幹 又 は 課長</u>	<u>課長又は副部長</u>																																						
<u>主幹級</u>	<u>課長</u>	<u>副部長</u>																																						
課長級	副部長	部長																																						
副部長級	部長	管理者																																						
部長	管理者	＼																																						
備考 1 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。																																								

付 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市上下水道局規程第6号

平成19年3月30日

公 布 済

那覇市上下水道局車両管理規程の一部を改正する規程をここに公布する

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

那覇市上下水道局車両管理規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局車両管理規程（昭和49年那覇市水道局規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（車両保管責任者及び保管場所） 第12条 車両保管責任者は、火災及び盗難の予防並びに車両の保管責任に任ずるものとする。 2 車両は局の駐車場に保管するものとする。<u>ただし、水質試験所に配置された車両は、当該箇所では保管するものとする。</u>	（車両保管責任者及び保管場所） 第12条 車両保管責任者は、火災及び盗難の予防並びに車両の保管責任に任ずるものとする。 2 車両は局の駐車場に保管するものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合は、当該改正部分を削る。	

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那覇市上下水道局規程第7号

平成19年3月30日

公 布 済

那覇市上下水道局防火管理規程の一部を改正する規程をここに公布する

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

那覇市上下水道局防火管理規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局防火管理規程（昭和52年那覇市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
（防火管理責任組織） 第4条 消防法(昭和23年法律第186号) 第8条の規定に基づき、庁舎に防火管理者を置く。 2 火元取締りの徹底を期するため、各課及びその管理に属する各施設、<u>真和志支所、地階公設市場、構内食堂等</u>に火元取締責任者を置く。 3 消防用設備、避難施設、電気設備及び火気使用施設の点検保持のため点検検査員を置く。 別表1 点検検査員の組織及び任務分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th><th>任務分担</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火気使用施設点検班</td><td>電気、冷房設備、湯沸室、<u>調理室の検査</u></td></tr> <tr> <td>消火設備点検整備班</td><td>自動火災報知設備、火災通報装置、消火栓、消火器その他の消火設備等の点検整備</td></tr> <tr> <td>避難設備点検整備班</td><td>避難階段、非常口の点検整備</td></tr> <tr> <td>建築物検査班</td><td>防火区画の位置、構造、防火シャッター等の管理検査</td></tr> <tr> <td>非常持出班</td><td>非常持出品の管理上の点検</td></tr> </tbody> </table>	班名	任務分担	火気使用施設点検班	電気、冷房設備、湯沸室、 <u>調理室の検査</u>	消火設備点検整備班	自動火災報知設備、火災通報装置、消火栓、消火器その他の消火設備等の点検整備	避難設備点検整備班	避難階段、非常口の点検整備	建築物検査班	防火区画の位置、構造、防火シャッター等の管理検査	非常持出班	非常持出品の管理上の点検	（防火管理責任組織） 第4条 消防法(昭和23年法律第186号) 第8条の規定に基づき、庁舎に防火管理者を置く。 2 火元取締りの徹底を期するため、各課及びその管理に属する各施設に火元取締責任者を置く。 3 消防用設備、避難施設、電気設備及び火気使用施設の点検保持のため点検検査員を置く。 別表1 点検検査員の組織及び任務分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th><th>任務分担</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火気使用施設点検班</td><td>電気、冷房設備、湯沸室、</td></tr> <tr> <td>消火設備点検整備班</td><td>自動火災報知設備、火災通報装置、消火栓、消火器その他の消火設備等の点検整備</td></tr> <tr> <td>避難設備点検整備班</td><td>避難階段、非常口の点検整備</td></tr> <tr> <td>建築物検査班</td><td>防火区画の位置、構造、防火シャッター等の管理検査</td></tr> <tr> <td>非常持出班</td><td>非常持出品の管理上の点検</td></tr> </tbody> </table>	班名	任務分担	火気使用施設点検班	電気、冷房設備、湯沸室、	消火設備点検整備班	自動火災報知設備、火災通報装置、消火栓、消火器その他の消火設備等の点検整備	避難設備点検整備班	避難階段、非常口の点検整備	建築物検査班	防火区画の位置、構造、防火シャッター等の管理検査	非常持出班	非常持出品の管理上の点検
班名	任務分担																								
火気使用施設点検班	電気、冷房設備、湯沸室、 <u>調理室の検査</u>																								
消火設備点検整備班	自動火災報知設備、火災通報装置、消火栓、消火器その他の消火設備等の点検整備																								
避難設備点検整備班	避難階段、非常口の点検整備																								
建築物検査班	防火区画の位置、構造、防火シャッター等の管理検査																								
非常持出班	非常持出品の管理上の点検																								
班名	任務分担																								
火気使用施設点検班	電気、冷房設備、湯沸室、																								
消火設備点検整備班	自動火災報知設備、火災通報装置、消火栓、消火器その他の消火設備等の点検整備																								
避難設備点検整備班	避難階段、非常口の点検整備																								
建築物検査班	防火区画の位置、構造、防火シャッター等の管理検査																								
非常持出班	非常持出品の管理上の点検																								
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合は、当該改正部分を削る。																									

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那覇市上下水道局規程第8号

平 成 1 9 年 4 月 3 日

公 布 済

那覇市上下水道局請負工事等検査規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

那覇市上下水道局請負工事等検査規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局請負工事等検査規程（平成14年那覇市水道局規程10号）を次のように改める。

改正前	改正後
(検査員) 第 3 条 請負工事等の検査を行うため、検査員を置く。 2 検査員は、契約検査課<u>検査係</u>の職員とする。 3 前項の規定にかかわらず、次の各号の場合は、主管課長が命じた職員を検査員とするものとする。 (1) 請負額が 1 件 130 万円以下の工事 (2) 送水管、配水管及びこれらの附属施設並びに給水装置の維持管理工事 (3) メーター取替え及び附帯工事 (4) 道路改良工事に伴う下水道切回し工事等附帯工事で随意契約によるもの (5) 緊急を要する小規模の改修工事等で随意契約によるもの (6) 委託額が 1 件 50 万円以下のもの 4 前 2 項の規定にかかわらず、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)において必要と認めるときは、管理者が命じた職員を検査員とすることができる。	(検査員) 第 3 条 請負工事等の検査を行うため、検査員を置く。 2 検査員は、契約検査課<u>検査担当</u>の職員とする。 3 前項の規定にかかわらず、次の各号の場合は、主管課長が命じた職員を検査員とするものとする。 (1) 請負額が 1 件 130 万円以下の工事 (2) 送水管、配水管及びこれらの附属施設並びに給水装置の維持管理工事 (3) メーター取替え及び附帯工事 (4) 道路改良工事に伴う下水道切回し工事等附帯工事で随意契約によるもの (5) 緊急を要する小規模の改修工事等で随意契約によるもの (6) 委託額が 1 件 50 万円以下のもの 4 前 2 項の規定にかかわらず、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)において必要と認めるときは、管理者が命じた職員を検査員とすることができる。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がある場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は公布の日から施行し、改正後の那覇市上下水道局請負工事等検査規程は平成19年4月1日から適用する。

那覇市上下水道局規程第9号

平成19年4月3日

公 布 済

那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市水道給水条例施行規程（平成17年那覇市上下水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1号様式（第4条関係） 別記	第1号様式（第4条関係） 別記
第1号様式の2（第4条関係） 別記	第1号様式の2（第4条関係） 別記
第4号様式（第9条関係） 別記	第4号様式（第9条関係） 別記
第4号様式の2（第9条関係） 別記	第4号様式の2（第9条関係） 別記

[改正前 別記]

第1号様式 (第4条関係)

給水装置工事申請書及び設計書

配水課給水工事係				料金課計量係		用 途	種 別			
課 長	係 長	係	受 付	係	水 道 番 号	・ 臨時給水 ・ 各戸検針	・ 新 設 ・ 増 設 ・ 改 造			
審 査					冊 番 号					
検 査			共同住宅種別		・ 住 宅 () ・ 店 舗 () ・ 消火栓 ()	・ 事務所 () ・ 共 用 () ・ その他 ()	排水放流先 ・ 公共下水道 ・ 浄 化 槽			
受 付 番 号		第 号		局 納 入 金	加 入 金	設計審査手数料	工事検査手数料			
受 付 年 月 日		年 月 日			口 径	mm	口 径	mm		
検 査 年 月 日		年 月 日			円	円	円	円		
完 成 年 月 日		年 月 日			領収印	領収印	領収印			
メ ー タ ー	口 径 φ			mm	受 水 槽	高置水槽	簡 専 水	地 下 水	雨 水	
	番 号				m³	m³	m³	m³	m³	
	指 数			m³	m³	m³	m³	m³	m³	
申 請 者	那覇市上下水道事業管理者 様					給水装置設置場所及び使用者				
	那覇市水道給水条例を厳守し、給水装置工事に関する一切の事項を下記指定給水装置工事事業者に委任し、工事の申請をします。					住 所				
	住 所					ビル名称				
	フリガナ 氏 名					フリガナ 使用者名	印			
指 定 給 水 装 置 者	住 所					主任技術者 登 録 番 号				
	商 号					主任技術者 氏 名	印			
利 害 関 係 人 承 諾 書					見 取 図					
当該工事の施行に同意し、上下水道局には一切迷惑をかけません。										
分 岐 承 諾										
住 所										
氏 名	印									
土 地 使 用 承 諾										
住 所										
氏 名	印									
(住宅地図 東・西 P . -)										
家 屋 使 用 承 諾									確認通知書番号	第 号
住 所					建築物	延面積	m²	地上 階	地下 階	造
氏 名	印				旧水道番号	廃栓の確認		譲渡幹線番号		
					冊 番 号	済・不明		No.		

[illegible]

[改正後 別記]

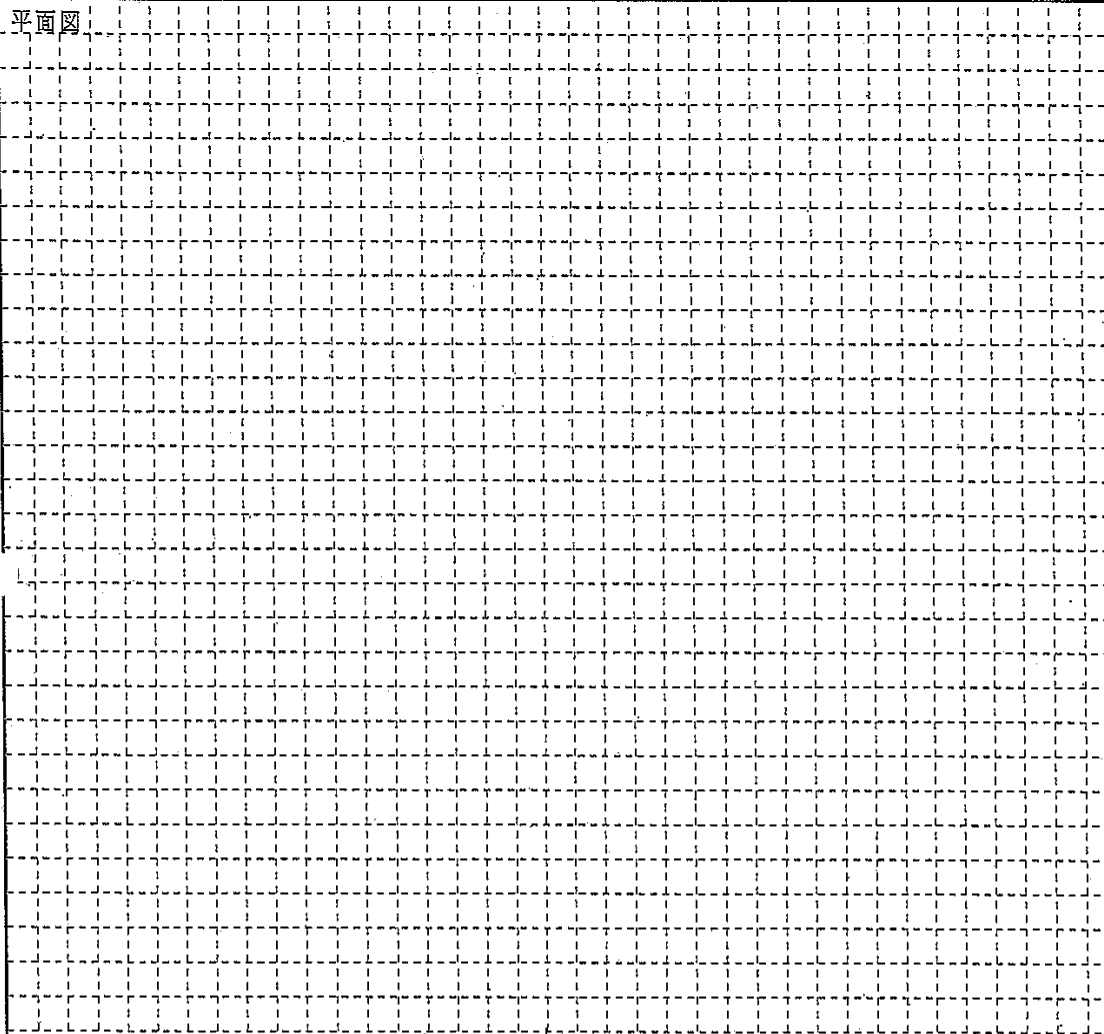
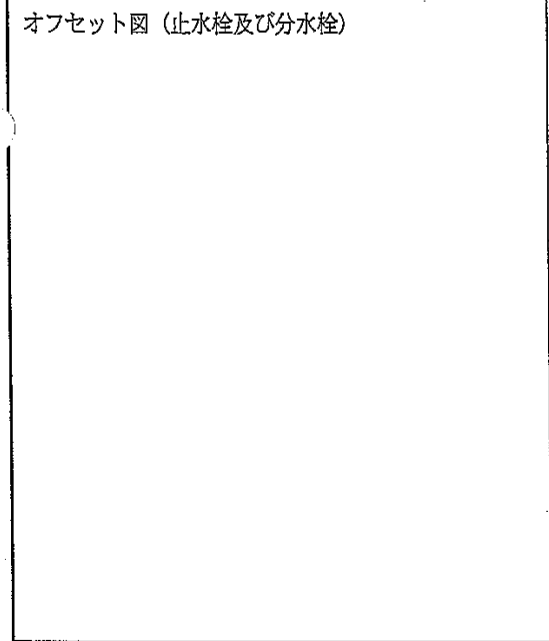
(表)

第1号様式(第4条関係)

給水装置工事申請書及び設計書

技 術 管 理 者	給排水設備課 給水工事係			料 金 課		計 量 係		用 途		種 別	
	課 長	係 長	係	係	水 道 番 号	冊 番 号	・ 一般用 ・ 連合専用 ・ 臨時給水 ・ 譲渡幹線	・ 新設 ・ 増設 ・ 改造 ・ 興行用			
審 査											
検 査				連 合 専 用 ・ 連 合 ()		・ 住 宅 () ・ 事 務 所 () ・ 店 舗 () ・ そ の 他 () ・ ア パ ー ト ()		排水放流先 ・ 公共下水道 ・ 浄化槽			
受付番号	第 号					口 径	金 額	確認印			
受付年月日	年 月 日			加 入 金		mm	円				
検査年月日	年 月 日			設計審査手数料		mm	円				
完成年月日	年 月 日			工事検査手数料		mm	円				
メ ー タ ー	口径 Φ	mm	にごり	残留塩素	水 圧	受水槽 (高置)	受水槽	高置水槽	簡専水	地下水	雨 水
	番号										
	指数	m									
申 請 者	那覇市上下水道事業管理者 様 那覇市水道給水条例を厳守し、給水装置工事に関する一切の 事項を下記指定給水装置工事事業者に委任し、工事の申請をし ます。 住 所 氏 名 TEL					給水装置設置場所及び使用者					
	印					住 所					
						ビル名称					
						フリガナ 使 用 者 T E L		印			
指 定 給 水 装 置 者	指定店番号 住 所 商 号 業 代 表 者 TEL					主任技術者 登 録 番 号					
	印					主任技術者 氏 名		印			
利害関係人承諾書 当該工事の施行に同意し、上下水道局に は一切迷惑をかけません。				見取図							
分 岐 承 諾											
住 所											
氏 名		印									
土 地 使 用 承 諾											
住 所											
氏 名		印									
家 屋 使 用 承 諾				確認通知書番号		第 号	年月日				
住 所				建築物		延面積	m	地上 階	地下 階	造	
氏 名		印		旧水道番号 冊 番 号			廃栓の確認 済・不明		譲渡幹線番号 No.		
給水戸番図 (- -) 配水系統番号 ()											

(裏)

平面図  横断面図 												
オフセット図 (止水栓及び分水栓)  横断面図 												
分岐 状況	・ 既 設	・ 予 定 栓	・ 新 設	穿孔年月日		道路種別	・ 国 道	・ 県 道	・ 市 道	・ そ の 他	路 線 名	本復旧年月日
				年 月 日	号						年 月 日	

[改正前 別記]

第1号様式の2 (第4条関係)

給水装置工事申請書及び設計書（各戸検針用）

配水課給水工事係					料金課計量係		用 途		種 別					
	課長	係長	係	受付	係	水道番号		・臨時給水 ・各戸検針	・新設 ・増改	施設造				
審査						冊番号								
検査				共同住宅種別 ・分譲・賃貸・短期賃貸 ・個人・その他		・住宅() ・店舗() ・消火栓()	・事務所() ・共用() ・その他()	排水放流先 ・公共下水道 ・浄化槽						
受付番号		第 号			局 納 入 金	加 入 金		設計審査手数料		工事検査手数料				
受付年月日		年 月 日				口 径 mm		口 径 mm		口 径 mm				
検査年月日		年 月 日				円		円		円				
完成年月日		年 月 日				領収印		領収印		領収印				
メーター	口 径 φ				受水槽	高置水槽	簡専水	地下水	雨水					
	番 号					m³	m³	m³	m³	m³				
	指 数		m³											
申請者	那覇市上下水道事業管理者 様 那覇市水道給水条例を厳守し、給水装置工事に関する一切の事項を下記指定給水装置工事事業者に委任し、工事の申請をします。						給水装置設置場所及び使用者							
	住 所 フリガナ氏名 TEL						住 所							
							ビル名称							
							フリガナ 使用者名 T E L		印					
指定工事給水装置者	住所 商号 代表者 TEL						主任技術者登録番号							
見取図							主任技術者氏名		印					
							利害関係人承諾書 当該工事の施行に同意し、上下水道局には一切迷惑をかけません。							
							分岐承諾							
							住所							
							氏名	印						
							土地使用する承諾							
							住所							
							氏名	印			(住宅地図 東・西 P . -)			
家屋使用承諾				確認通知書番号		第 号		年月日						
住所				建築物		延面積 m²		地上 階 地下 階 造						
氏名	印			旧水道番号		廃栓の確認済・不明		譲渡幹線番号 No.						

227

[改正後 別記]

(表)

第1号様式の2(第4条関係)

給水装置工事申請書及び設計書(各戸検針用)

技 術 管 理 者	給排水設備課	給水工事係	料 金 課		計 量 係	用 途	種 別								
	課 長	係 長	係	水道番号	冊 番 号										
審 査						・ 臨時給水 ・ 各戸検針	・ 新設 ・ 増設 ・ 改造								
検 査				共同住宅種別		・ 住宅 () ・ 事務所 () ・ 店 舗 () ・ 共 用 () ・ 消 火 栓 () ・ その他 ()	排水放流先 ・ 公共下水道 ・ 浄化槽								
				・ 分譲・賃貸・短期貸 借・個人・その他											
受付番号	第		号			口 径	金 額	確認印							
受付年月日	年		月		日	加 入 金	mm	円							
検査年月日	年		月		日	設計審査手数料	mm	円							
完成年月日	年		月		日	工事検査手数料	mm	円							
メ ー タ ー	口径	Φ	mm	にごり	残留塩素	水 圧	受水槽 (高置)	受水槽	高置水槽	簡専水	地下水	雨 水			
	番号														
	指数	m ³													
申 請 者	那覇市上下水道事業管理者 様 那覇市水道給水条例を厳守し、給水装置工事に関する一切の 事項を下記指定給水装置工事事業者に委任し、工事の申請をし ます。						給水装置設置場所及び使用者								
	住 所						住 所								
	フリガナ 氏 名						ビル名称								
	TEL						フリガナ 使 用 者 T E L								
指 定 給 水 装 置 者	指定店番号						主任技術者 登 録 番 号								
	住 所 商 号 代表者 T E L						主任技術者 氏 名								
利害関係人承諾書 当該工事の施行に同意し、上下水道局に は一切迷惑をかけません。				見取図											
分 岐 承 諾															
住 所															
氏 名		印													
土 地 使 用 承 諾															
住 所															
氏 名		印													
(住宅地図 東・西 P . —)															
家 屋 使 用 承 諾															
住 所															
氏 名		印													
確認通知書番号				第		号		年月日							
建築物		延面積		m ²		地上		階		地下		階		造	
旧水道番号				冊 番 号				廃栓の確認 済・不明		譲渡幹線番号 No.					
給水戸番図 (— —)												配水系統番号 ()			

(裏)

平面図 横断面図											
分岐 状況	・既 設	・予 定 栓	・新 設	穿孔年月日 年 月 日	道路種別	・国 道	・県 道	・市 道	・そ の 他	路 線 名 号	本復旧年月日 年 月 日

[改正前 別記]

第4号様式 (第9条関係)

給 水 申 込 書

那覇市水道事業管理者 様

平成 年 月 日

那覇市水道給水条例施行規程第9条の規定により次のとおり

給水申込みをしますので承認願います。

水 道 番 号	冊 番 号		検針区域	道順
種 別	・ 新設 ・ 増設 ・ 改造		メーター口径	mm
用 途 別	・ 一般用 ・ 連合専用 ・ 臨時給水		メーター番号	
設 置 場 所			取 付	年 月 日
ビル等名称			工事完成	年 月 日
使 住 所			臨 時 給 水 前受金及び 領収年月日	
用 フリガナ		TEL		
者 氏 名	印			
所 住 所				
有 フリガナ		TEL		
者 氏 名	印			

委 任 状

上記給水申込みに関する一切の事項を次の指定工事業者に委任します。

委任者 住 所

氏 名

印

指定工事業者 及び代表者名	TEL	印
------------------	-----	---

年 月 日	指示数	使用水量	備考	住 宅 件	受水槽	m³	業 種	記入例 病院・飲食店・ アパート等
				店 舗 件	高置水槽	m³		
				事務所 件				

見 取 り 図

--	--	--	--	--

業務第一課長 業務係長 計量係長 業務係 計量係

※太線の中だけ記入して下さい。

--	--	--	--	--

臨時給水に関する誓約書 (建築工事用・興行用)

申請者住所 (施主)		氏名	
設 置 場 所			
使 用 者	住 所 社 名 代表者		

使用期間、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (但し更新した場合は、その更新期間に準ずる) 上記の臨時給水申し込みに際して、申請者と使用者は、下記事項を遵守することを誓約します。なお、下記事項を遵守しない場合は、那覇市水道給水条例による処分を受けても異議を申し立ていたしません。

記

- 1 水道料金は、使用者が責任を持って支払いします。
- 2 水道料金の支払を滞った時は申請者は責任を持って精算します。
- 3 施主は常に水道料金の支払い及び使用状況等を把握し、水道局との連絡を密にします。
- 4 使用後の施設の撤去は、使用者と申請者が責任を持って指定工事業者に施工させます。
- 5 水道局の承認を受けないで用途変更はいたしません。

上記誓約事項を履行する証として、申請者と使用者は、この誓約書の写し各々 1 部を所持します。

平成 年 月 日

那覇市水道事業管理者 様

課 長	係 長	係

申請者 住 所
(施主) 氏 名

印

使用者 所在地
社 名
代表者

印

指定工 所在地
事業者 社 名
代表者

印

[改正後 別記]

(表)

第4号様式(第9条関係)

給水申込書

那覇市上下水道事業管理者 様

平成 年 月 日

那覇市水道給水条例施行規程第9条の規程により次のとおり給水申込みをしますので承認願います。

水道番号	冊 番 号	検針区域	道順
種 別	・新設 ・増設 ・改造	メーター口径	mm
用 途 別	・一般用 ・連合専用 ・臨時給水	メーター番号	
設 置 場 所		取 付	年 月 日
ビル等名称		工 事 完 成	年 月 日
使用者	住 所 フリガナ 氏 名 印	下 水 道 接 続	有 ・ 無
所有者	住 所 フリガナ 氏 名 印	臨 時 給 水 前 受 金 及 び 領 収 年 月 日	

委 任 状

上記給水申込みに関する一切の事項を次の指定工事業者に委任します。

委任者 住 所
氏 名

印

指定店番号	指定工事業者 及び代表者名	TEL
		印

年	月	日	指 示 数	使用水量	備 考	住宅 件	受水槽	m ³	業 種	記入例 病院・飲食店 アパート等
						店舗 件	受水槽 (高置)	m ³		
						事務所 件	高置 水槽	m ³		

見取り図

--

※太線の中だけ記入してください。

《 備 考 》

料金課長	計量係長	計量係
(合議)	業務係長	業務係

給水戸番図 (- -) 配水系統図 ()

（裏）

臨時給水に関する誓約書（建築工事用・興行用）

申請者住所 （施主）		氏名	
設置場所			
使用者	住所 社名 代表者		

使用期間、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（但し更新した場合は、その更新期間に準ずる）上記の臨時給水申し込みに際して、申請者と使用者は、下記事項を遵守することを誓約します。なお、下記事項を遵守しない場合は、那覇市水道給水条例による処分を受けても異議を申し立ていたしません。

記

- 1 水道料金は、使用者が責任を持って支払いします。
- 2 水道料金の支払を滞ったときは申請者は責任を持って精算します。
- 3 施主は常に水道料金の支払い及び使用状況等を把握し、上下水道局との連絡を密にします。
- 4 使用後の施設の撤去は、使用者と申請者が責任を持って指定工事業者に施工させます。
- 5 上下水道局の承認を受けないで用途変更はいたしません。

上記誓約事項を履行する証として、申請者と使用者は、この誓約書の写し各々1部を所持します。

平成 年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 様

給排水設備課 給水工事係		
課 長	係 長	係

申請者 （施主）	住所 氏名	印
使用者	所在地 社名 代表者	印
指定工事 業者	所在地 社名 代表者	印

[改正前 別記]

第4号様式の2 (第9条関係)

給水契約申込書 (各戸検針用)

那覇市上下水道事業管理者 様

平成 年 月 日

那覇市水道給水条例施行規程第9条の規定により次のとおり
給水申込みをしますので承認願います。

水道番号	冊	番	号	検針区域	道順
種 別	・ 新設 ・ 増設 ・ 改造			メーター口径	mm
用 途	・ 臨時給水 ・ 各戸検針			メーター番号	
種 別	・ 分譲 ・ 賃貸 ・ 短期賃貸 ・ 個人 ・ その他			取 付	年 月 日
設 置 場 所				工事完成	年 月 日
ビル等名称					
使 住 所				臨 時 給 水 前受金及び 領収年月日	
用 フリガナ			TEL		
者 氏 名			印		
所 住 所					
有 フリガナ			TEL		
者 氏 名			印		

委 任 状

上記給水申込みに関する一切の事項を次の指定工事業者に委任します。

委任者 住 所
氏 名

印

指定工事業者 及び代表者名	TEL				印
年 月 日	指示数	使用水量	備考	・ 住 宅 () ・ 店 舗 ()	受水槽 高置水槽
				・ 共 用 () ・ 事 務 所 ()	
				・ 消火栓 () ・ その他 ()	m'
					m'

見 取 り 図

※太線の中だけ記入して下さい。					料金課長	業務係長	計量係長	業 務 係	計 量 係

臨時給水に関する誓約書（建築工事用・興行用）

申請者住所 （施主）		氏名	
設 置 場 所			
使 用 者	住 所 社 名 代表者		

使用期間、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（但し更新した場合は、その更新期間に準ずる）上記の臨時給水申し込みに際して、申請者と使用者は、下記事項を遵守することを誓約します。なお、下記事項を遵守しない場合は、那覇市水道給水条例による処分を受けても異議を申し立ていたしません。

記

- 1 水道料金は、使用者が責任を持って支払いします。
- 2 水道料金の支払を滞った時は申請者は責任を持って精算します。
- 3 施主は常に水道料金の支払い及び使用状況等を把握し、上下水道局との連絡を密にします。
- 4 使用後の施設の撤去は、使用者と申請者が責任を持って指定工事業者に施工させます。
- 5 上下水道局の承認を受けないで用途変更はいたしません。

上記誓約事項を履行する証として、申請者と使用者は、この誓約書の写し各々1部を所持します。

平成 年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 様

課 長	係 長	係

申請者 住 所
（施主） 氏 名 印

使用者 所在地
社 名
代表者 印

指定工 所在地
事業者 社 名
代表者 印

[改正後 別記]

(表)

第4号様式の2(第9条関係)

給水申込書(各戸検針用)

那覇市上下水道事業管理者 様

平成 年 月 日

那覇市水道給水条例施行規程第9条の規程により次のとおり給水申込みをしますので承認願います。

水 道 番 号	冊 番 号		検針区域	道順
種 別	・新設 ・増設 ・改造		メーター口径	mm
用 途 別	・臨時給水 ・各戸検針		メーター番号	
共同住宅種別	・分譲・賃貸・短期賃貸・個人・その他 ()		取 付 日	年 月 日
設 置 場 所			工 事 完 成	年 月 日
ビル等名称				
使 住 所			下水道接続	有 ・ 無
用 フリガナ	TEL			
者 氏 名	印			
所 住 所				
有 フリガナ	TEL			
者 氏 名	印			

委 任 状

上記給水申込みに関する一切の事項を次の指定工事業者に委任します。

委任者 住 所

氏 名

印

指定店番号	指 定 工 事 業 者	TEL
	及び代表者名	印

年	月	日	指示数	使用水量	備考

・住 宅 () ・店 舗 ()	受水槽	m ³
・共 用 () ・事 務 所 ()	受水槽 (高置)	m ³
・消火栓 () ・その他 ()	高置水槽	m ³

見取り図

--

※太線の中だけ記入してください。

《 備 考 》

料金課長	計量係長	計量係
(合議)	各戸検針係長	各戸検針係

給水戸番図 (- -) 配水系統図 ()

(裏)

臨時給水に関する誓約書 (建築工事用・興行用)

申請者住所 (施主)		氏名	
設置場所			
使用者	住所 社名 代表者		

使用期間、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (但し更新した場合は、その更新期間に準ずる) 上記の臨時給水申込みに際して、申請者と使用者は、下記事項を遵守することを誓約します。なお、下記事項を遵守しない場合は、那覇市水道給水条例による処分を受けても異議を申し立ていたしません。

記

- 1 水道料金は、使用者が責任を持って支払いします。
- 2 水道料金の支払を滞ったときは申請者は責任を持って精算します。
- 3 施主は常に水道料金の支払い及び使用状況等を把握し、上下水道局との連絡を密にします。
- 4 使用後の施設の撤去は、使用者と申請者が責任を持って指定工事業者に施工させます。
- 5 上下水道局の承認を受けないで用途変更はいたしません。

上記誓約事項を履行する証として、申請者と使用者は、この誓約書の写し各々 1 部を所持します。

平成 年 月 日

那覇市上下水道事業管理者 様

給排水設備課 給水工事係		
課 長	係 長	係

申請者 (施主)	住所 氏名	印
使用者	所在地 社名 代表者	印
指定工事 業者	所在地 社名 代表者	印

付 則

この規程は公布の日から施行し、改正後の那覇市水道給水条例施行規程は平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 3 号

平成 1 9 年 4 月 1 3 日

掲 示 済

不利益処分に係る聴聞会開催通知書の公示送達について

別表の那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者は、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため次の書類を送達することができないので、当該書類を那覇市上下水道局給排水設備課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

不利益処分に係る聴聞会開催に関する通知書

水道法第 2 5 条の 1 1 第 1 項第 3 号の規定に基づき、貴台に対する那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者取り消しの不利益処分を検討しております。ついては、処分の決定に先立ち、行政手続法第 1 3 条に基づき聴聞会を開催しますので、出席してください。

なお、貴台は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ証拠書類及び証拠物を提出し、又は聴聞の期日の出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出できるとともに、聴聞が終結するまでの間、当該取り消し処分の原因となる事実に関する資料を給排水設備課において閲覧することができます。

記

1 予定している不利益処分の内容

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の取り消し

2 不利益処分の根拠となる法令等の条項

水道法第25条の11第1項第3号及び那覇市上下水道局指定給水装置工事業業者規程第8条第3号

3 不利益処分の理由

当該事業者は、長期に亘って電話及び郵便等による連絡が取れず、また平成18年5月31日開催の工事標準仕様書説明会にも出席せず、更には平成19年1月18日と1月25日に郵送した通知文書にも応答が無く同書の返戻があった。

4 聴聞の期日及び場所

期日 平成19年5月18日（金）午後2時

場所 那覇市おもろまち1丁目1番1号 上下水道局庁舎A棟4階会議室

5 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

那覇市上下水道局給排水設備課

那覇市おもろまち1丁目1番1号

電話番号 098-941-7810

6 聴聞を主宰する者

那覇市上下水道局総務課 主幹 嘉数 真

別表

那覇市上下水道局指定給水装置工事指定取り消し対象事業者

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
6	ミヤセ工業(株)	那覇市 安謝1丁目22番17号	宮城 保彦	平成10年 4月 7日
24	(株)オーシャン工業	那覇市 字安里117番地	奥間 邑八	平成10年 6月 1日
44	(株)サン技研	那覇市 旭町36番地2	平良 慶孝	平成10年 4月20日
53	オキネツ産業(株)	那覇市 小禄1丁目37番17号	山口 真粹雄	平成10年 6月11日
108	(有)丸高設備	浦添市 当山424番地の1	高崎 利一	平成10年 7月16日
140	(有)丸友産業	浦添市 当山571番地の2	友利 弘政	平成10年 11月25日
146	(有)金城工務店	沖縄市 室川2丁目32番13号	金城 信勇	平成11年 1月6日
167	(有)大翔開発	糸満市 西崎2丁目27番11号	玉城 充	平成11年 4月6日
169	當山工業	豊見城市 字真玉橋321番地	當山 淳	平成11年 4月12日
188	(有)南栄設備	嘉手納町 字嘉手納51番地の3	川上 清徳	平成11年 10月18日
216	(有)三光施設工業	浦添市 安波茶3丁目37番1号	上里 恵重	平成12年 8月29日
242	(株)西輝建設	那覇市 泊1丁目4番14号	多和田光男	平成13年 5月23日
255	(有)上成建設	宜野湾市 我如古3丁目7番8号	奥原 勇	平成14年 1月15日
300	シンキ設備	北中城村 字島袋307番地	知花 進	平成16年 5月20日

上下水道局公告

那覇市上下水道局公告第1号

平成19年4月16日

掲 示 済

平成19年度那覇市上下水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項の
公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び同法施行令（平成13年政令34号）第5条第1項の規定に基づき、
「平成19年度那覇市上下水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項の公表
リスト」を公表する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

第 1 表

平成 1 9 年度那覇市上下水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項の公表リスト

(2007年4月1日現在)

No. 及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
1	GI0100 平成19年度公共下水道カメラ調査業務委託 (その1)	市内一円	180日	業務委託	カメラ調査業務	指名競争	第二四半期	下水道課
2	GI0200 平成19年度公共下水道カメラ調査業務委託 (その2)	市内一円	180日	業務委託	カメラ調査業務	指名競争	第二四半期	下水道課
3	GI0300 泊地内改築公共下水道設計業務委託	泊地内	180日	業務委託	改築・実施設計	指名競争	第二四半期	下水道課
4	GI0400 前島地内改築公共下水道設計業務委託	前島地内	180日	業務委託	改築・実施設計	指名競争	第二四半期	下水道課
5	GI0500 久茂地地内改築公共下水道設計業務委託	久茂地地内	180日	業務委託	改築・実施設計	指名競争	第二四半期	下水道課
6	GI0600 樋川地内改築公共下水道設計業務委託	樋川地内	180日	業務委託	改築・実施設計	指名競争	第二四半期	下水道課
7	GI0700 磁気探査業務委託 (その1)	市内一円	120日	業務委託	不発弾探査	指名競争	第一四半期	下水道課
8	GI0800 磁気探査業務委託 (その2)	市内一円	120日	業務委託	不発弾探査	指名競争	第一四半期	下水道課
9	GI0900 磁気探査業務委託 (その3)	市内一円	120日	業務委託	不発弾探査	指名競争	第二四半期	下水道課
10	GI1000 磁気探査業務委託 (その4)	市内一円	120日	業務委託	不発弾探査	指名競争	第二四半期	下水道課
11	GI1100 磁気探査業務委託 (その5)	市内一円	120日	業務委託	不発弾探査	指名競争	第二四半期	下水道課
12	GI1200 首里島堀地内公共下水道設計業務委託	首里島堀地内	180日	業務委託	汚水・実施設計	指名競争	第二四半期	下水道課
13	GI1300 松川地内公共下水道設計業務委託	真嘉比地内	150日	業務委託	汚水・実施設計	指名競争	第二四半期	下水道課
14	GI1400 首里石嶺地内公共下水道設計業務委託	首里石嶺地内	150日	業務委託	雨水・実施設計	指名競争	第二四半期	下水道課
15	GI1500 宇栄原地内公共下水道設計業務委託	宇栄原地内	150日	業務委託	雨水・実施設計	指名競争	第二四半期	下水道課
16	GI1600 安里地内公共下水道設計業務委託	安里地内	150日	業務委託	雨水・実施設計	指名競争	第二四半期	下水道課
17	GI1700 牧志地内公共下水道設計業務委託	牧志地内	150日	業務委託	雨水・実施設計	指名競争	第二四半期	下水道課
18	GI1800 平成19年度公共下水道台帳作成業務委託	市内一円	270日	業務委託	台帳および管理図面作成業務	指名競争	第一四半期	下水道課

No. 及び 種別コード		工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
19	GI1900	平成19年度公共下水道流量・水質調査業務委託	市内一円	180日	業務委託	下水道汚水流量および水質調査	指名競争	第三四半期	下水道課
20	GI2000	平成19年度公共下水道不明水調査業務委託	市内一円	180日	業務委託	不明水調査	指名競争	第三四半期	下水道課
21	GI2100	牧志壺屋線公共下水道移設設計業務委託	市内一円	180日	業務委託	道路拡張に伴う汚水施設の移設設計	指名競争	第二四半期	下水道課
22	GI2200	平成19年度公共下水道修繕工事設計業務委託	市内一円	180日	業務委託	汚水施設の修繕工事設計	指名競争	第二四半期	下水道課
23	GK0100	1 工区首里石嶺地内公共下水道工事	首里石嶺地内	210日	土木	VUφ200 L=300.0m	指名競争	第一四半期	下水道課
24	GK0200	2 工区識名地内公共下水道工事	識名地内	210日	土木	VUφ200 L=300.0m	指名競争	第一四半期	下水道課
25	GK0300	3 工区首里山川地内公共下水道工事	首里山川地内	210日	土木	VUφ200 L=500.0m	指名競争	第一四半期	下水道課
26	GK0400	4 工区古波蔵地内公共下水道工事（機械）	古波蔵地内	270日	機械	雨水ポンプ機械設備一式	指名競争	第一四半期	下水道課
27	GK0500	5 工区古波蔵地内公共下水道工事（電気）	古波蔵地内	270日	電気	雨水ポンプ電気設備一式	指名競争	第一四半期	下水道課
28	GK0600	6 工区古波蔵地内公共下水道工事（土木・建築）	古波蔵地内	270日	土木・建築	雨水ポンプ土木・建築一式	指名競争	第一四半期	下水道課
29	GK0700	7 工区小祿地内公共下水道工事	小祿地内	270日	土木	PC□2500× 1250 L=100.0m	指名競争	第一四半期	下水道課
30	GK0800	8 工区識名地内公共下水道工事	識名地内	270日	土木	PC□2800× 2800 L=70.0m	指名競争	第一四半期	下水道課
31	GK0900	9 工区赤嶺中継ポンプ場改築工事（機械）	赤嶺地内	270日	機・土・建	汚水ポンプ機械設備一式	指名競争	第一四半期	下水道課
32	GK1000	1 0 工区赤嶺中継ポンプ場改築工事（電気）	赤嶺地内	270日	電気	汚水ポンプ電気設備一式	指名競争	第一四半期	下水道課
33	GK1100	1 1 工区前島地内公共下水道改築工事	前島地内	200日	土木	φ250φ200改築工 L=500.0m	指名競争	第二四半期	下水道課
34	GK1200	1 2 工区久茂地地内公共下水道改築工事	久茂地地内	200日	土木	φ250φ200改築工 L=500.0m	指名競争	第二四半期	下水道課
35	GK1300	1 3 工区真嘉比地内公共下水道工事	真嘉比地内	200日	土木	VUφ200 L=300.0m	指名競争	第二四半期	下水道課
36	GK1400	1 4 工区首里金城地内公共下水道工事	首里金城地内	200日	土木	RCPφ1200 L=120.0m	指名競争	第一四半期	下水道課
37	GK1500	1 5 工区首里石嶺地内公共下水道工事	首里石嶺地内	180日	土木	RCPφ1000 L=50.0m	指名競争	第二四半期	下水道課

No. 及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
38 GK1600	1 6 工区首里山川地内公共 下水道工事	首里山川 地内	180 日	土木	VUφ200 L=200.0m	指名競争	第二四半期	下水道課
39 GK1700	1 7 工区松川地内公共下水 道工事	松川地内	180 日	土木	VUφ200 L=120.0m	指名競争	第二四半期	下水道課
40 GK1800	1 8 工区前島地内公共下水 道改築工事	前島地内	200 日	土木	φ250φ200改 築工 L=400.0m	指名競争	第二四半期	下水道課
41 GK1900	1 9 工区久茂地内公共下 水道改築工事	久茂地内	200 日	土木	φ250φ200改 築工 L=350.0m	指名競争	第二四半期	下水道課
42 GK2000	2 0 工区小緑地内公共下水 道工事	小緑地内	180 日	土木	VUφ200 L=200.0m	指名競争	第二四半期	下水道課
43 GK2100	2 1 工区繁多川地内公共下 水道工事	繁多川地 内	180 日	土木	VUφ200 L=180.0m	指名競争	第二四半期	下水道課
44 GK2200	2 2 工区首里末吉地内公共 下水道工事	首里末吉 地内	180 日	土木	VUφ200 L=150.0m	指名競争	第二四半期	下水道課
45 GK2300	平成19年度 1 工区公共下水 道修繕工事	市内一円	180 日	土木	汚水施設の修 繕工事	指名競争	第一四半期	下水道課
46 GK2400	平成19年度 2 工区公共下水 道修繕工事	市内一円	180 日	土木	汚水施設の修 繕工事	指名競争	第三四半期	下水道課
47 GK2500	平成19年度公共下水道管更 生工事	市内一円	180 日	管	汚水施設の管 更生 (部分) 工事	指名競争	第三四半期	下水道課
48 HI0100	水圧測定業務委託	市内一円	120 日	業務委託	消火栓300ヶ 所の水圧測定	指名競争	第二四半期	配水課
49 HK0100	石嶺ポンプ場水位調整弁・ ストレーナー分解整備	石嶺地内	90 日	水道施設	水位調整弁分 解整備 (φ 350mm)	指名競争	第三四半期	配水課
50 HK0200	安里・赤嶺・新川・泊配水 池内排水ドレン等取付工事	市内一円	90 日	水道施設	配水池バイバ ス管への排水 ドレン取付	指名競争	第二四半期	配水課
51 HK0300	安里配水池外 4 施設水位計 及び地震計バッテリー取替	市内一円	90 日	水道施設	水位計及び地 震計バッテ リー取替	指名競争	第三四半期	配水課
52 KI0100	漏水調査業務委託 (年間業 務)	市内一円	330 日	漏水調査	作業計画 295km 戸別 10,000戸	指名競争	第一四半期	管理課
53 KI0200	漏水調査業務委託 (その 1)	上間調整 池系	180 日	漏水調査	作業計画 71km 戸別 6,690戸	指名競争	第二四半期	管理課
54 KI0300	漏水調査業務委託 (その 2)	大名・安 里・泊配水 池系	180 日	漏水調査	作業計画 111km 戸別 10,390戸	指名競争	第二四半期	管理課
55 KK0101	石嶺福祉センター線配水管 布設替工事に伴う切替工事	首里地区	180 日	水道施設	給水管φ13～ 50-29件	随意契約	第一四半期	管理課
56 KK0203	石嶺線第2次配水管布設替 工事に伴う切替工事	首里地区	180 日	水道施設	給水管φ13～ 50-43件	随意契約	第一四半期	管理課

No. 及び 種別コード		工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
57	KK0304	小禄金城地内第1次配水幹線布設工事（その1）に伴う切替工事	小禄地区	200日	水道施設	給水管φ13～50－5件	随意契約	第一四半期	管理課
58	KK0406	真嘉比古島区画整理事業に伴う第9次配水管布設工事に伴う切替工事	真和志地区	180日	水道施設	給水管φ13～50－15件	随意契約	第一四半期	管理課
59	KK0507	新都心牧志線配水管布設工事に伴う切替工事	真和志地区	180日	水道施設	給水管φ13～50－10件	随意契約	第一四半期	管理課
60	KK0608	繁多川・国場・識名・古島・首里山川町地内配水管布設替工事に伴う切替工事	真和志地区	180日	水道施設	給水管φ13～50－99件	随意契約	第一四半期	管理課
61	KK0713	県道153号線配水管布設替工事に伴う切替工事	首里地区	120日	水道施設	給水管φ13～50－10件	随意契約	第一四半期	管理課
62	KK0800	小禄地内鉛給水管取替工事	小禄地区	180日	水道施設	給水管φ13～40－223件	指名競争	第一四半期	管理課
63	KK0900	若狭・松山地内鉛給水管取替工事	那覇西地区	180日	水道施設	給水管φ13～40－223件	指名競争	第一四半期	管理課
64	KK1000	久茂地地内鉛給水管取替工事	那覇西地区	180日	水道施設	給水管φ13～40－223件	指名競争	第一四半期	管理課
65	KK1100	楚辺地内鉛給水管取替工事	那覇南部地区	180日	水道施設	給水管φ13～40－223件	指名競争	第一四半期	管理課
66	KK1200	与儀地内鉛給水管取替工事	那覇南部地区	180日	水道施設	給水管φ13～40－223件	指名競争	第一四半期	管理課
67	KK1300	安里・曙・銘刈地内鉛給水管取替工事	真和志地区	180日	水道施設	給水管φ13～40－223件	指名競争	第一四半期	管理課
68	KK1400	首里石嶺2丁目・久場川2丁目・赤田2丁目地内鉛給水管取替工事	首里地区	180日	水道施設	給水管φ13～40－223件	指名競争	第一四半期	管理課
69	KK1500	首里寒川地内鉛給水管取替工事	首里地区	180日	水道施設	給水管φ13～40－223件	指名競争	第一四半期	管理課
70	KK1600	松川・大道地内鉛給水管取替工事	真和志地区	180日	水道施設	給水管φ13～40－223件	指名競争	第一四半期	管理課
71	MI0100	小禄金城地内第2次配水幹線布設工事設計業務委託	小禄地区	120日	業務委託	配水管路設計業務一式	指名競争	第一四半期	工務課
72	MI0200	国道329号配水幹線布設替工事設計業務委託	那覇南部地区	120日	業務委託	配水管路設計業務一式	指名競争	第一四半期	工務課
73	MI0300	繁多川・国場・識名・首里山川町地内配水管布設工事設計業務委託	真和志地区外	90日	業務委託	配水管路設計業務一式	指名競争	第一四半期	工務課
74	MI0400	上識名配水池建設工事設計業務委託	真和志地区	150日	業務委託	配水池設計業務一式	指名競争	第一四半期	工務課
75	MI0500	豊見城ポンプ場・配水池電気計装機械設備更新工事施工監理業務委託	豊見城地区	210日	業務委託	電気計装・機械設備工事施工監理業務一式	指名競争	第一四半期	工務課

No. 及び 種別コード	工 事 名	場 所	期 間	種 別	工事概要	入札及び 契約方法	入札を行う 時期	備 考
76 MI0600	豊見城配水池補修工事設計 業務委託	豊見城地区	120日	業務委託	配水池補修設計業務一式	指名競争	第一四半期	工務課
77 MK0100	石嶺福祉センター線配水管 布設替工事	首里地区	180日	水道施設	φ 200～φ 250 －580.0m	指名競争	第二四半期	工務課
78 MK0200	前田調整池系統第2次配水 幹線布設工事	首里地区	180日	水道施設	φ 450－280.0 m	指名競争	第二四半期	工務課
79 MK0300	石嶺線第2次配水管布設替 工事	首里地区	180日	水道施設	φ 150～φ 250 －540.0m	指名競争	第二四半期	工務課
80 MK0400	小禄金城地内第1次配水幹 線布設工事（その1）	小禄地区	200日	水道施設	φ 100～φ 400 －682.0m	指名競争	第一四半期	工務課
81 MK0500	小禄金城地内第1次配水幹 線布設工事（その2）	小禄地区	180日	水道施設	φ 400－432.0 m	指名競争	第一四半期	工務課
82 MK0600	真嘉比古島区画整理事業に 伴う第9次配水管布設工事	真和志地区	180日	水道施設	φ 100～φ 300 －524.7m	指名競争	第二四半期	工務課
83 MK0700	新都心牧志線配水管布設工 事	真和志地区	180日	水道施設	φ 100～φ 200 －651.0m	指名競争	第一四半期	工務課
84 MK0800	繁多川・国場・識名・古 島・首里山川町地内配水管 布設工事	真和志地区 区外	180日	水道施設	φ 100－879.0 m	指名競争	第二四半期	工務課
85 MK0900	豊見城ポンプ場・配水池電 気計装設備更新工事	豊見城地区	210日	電気・計装	電気・計装設備一式	指名競争	第一四半期	工務課
86 MK1000	豊見城ポンプ場機械設備更 新工事	豊見城地区	210日	機械	機械（ポン プ）設備一式	指名競争	第一四半期	工務課
87 MK1100	蔡温橋配水管布設替工事	真和志地区	120日	水道施設	φ 100～φ 250 －50.0m	指名競争	第二四半期	工務課
88 MK1200	配水系統中ブロック化に伴 う流量計設置工事	市内一円	120日	水道施設	流量計－3基	指名競争	第二四半期	工務課
89 MK1300	県道153号線配水管布設 替工事	首里地区	120日	水道施設	φ 200－115.0 m	指名競争	第二四半期	工務課
90 MK1400	識名地内地すべり対策工事	真和志地区	120日	土木	地すべり対策 工事	指名競争	第一四半期	工務課

- 備 考
- この表の各事項は、2007年4月1日時点の見通しに基づくものである。
 - この表の各事項は、見通しであり変更されることがある。
 - 種別コードは主管課と工事及び業務委託発注番号を表す。
 - コード左先のG、H、K及びMは、下水道課、配水課、管理課及び工務課を、
左から2文字目のK及びIは、工事及び業務委託を表す。

病院管理規程

那覇市病院管理規程第4号

平成19年3月30日

公 布 済

那覇市立病院企業職員の任期付職員の給与の特例に関する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院企業職員の任期付職員の給与の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。)

第6条第1項第1号の規定に基づき、任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料表)

第2条 任期付職員には、次の給料表を適用する。

職務の級	1級
給料月額(円)	186,700

(給料の調整額)

第3条 給料の調整額は、9,400円とする。

(手当)

第4条 手当は、那覇市立病院企業職員の給与に関する規程(平成15年那覇市病院管理規程第21号)の適用を受ける職員の例による。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 任期付職員には、那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(平成15年那覇市病院管理規程第22号)は、適用しない。

(細目)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、病院事業管理者が定める。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市病院管理規程第 5 号

平 成 1 9 年 3 月 3 0 日

公 布 済

那覇市病院事業管理者の職務代理者を定める規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市病院事業管理者の職務代理者を定める規程の一部を改正する規程

那覇市病院事業管理者の職務代理者を定める規程(平成15年那覇市病院管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第13条第1項の規定に基づき、病院事業管理者に事故があるとき、又は病院事業管理者が欠けたときの職務を代理する職員及びその順序は次のとおりとする。 (1) [略] (2) 第2順位 <u>中森</u>副院長 (3) 第3順位 <u>事務局</u>長	[略] (1) [略] (2) 第2順位 <u>島袋</u>副院長 (3) 第3順位 <u>中森</u>副院長
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市病院管理規程第6号

平成19年3月30日

公 布 済

那覇市立病院組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院組織規程の一部を改正する規程

那覇市立病院組織規程（平成15年那覇市病院管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第2条 〔略〕 2 診療部に次の表の中欄に掲げる科、室、センター及び人間ドックを置き、診療支援部に同表の中欄及び右欄に掲げる室を置き、看護部に同表の右欄に掲げる病棟、室及びセンターを置き、事務局に同表の中欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる係を置く 〔表 別記〕 （役職） 第3条 〔略〕 2～5 〔略〕 6 前各項に定めるもののほか、必要があるときは市立病院に副参事を、事務局に主幹、技幹、主査、技査及び主任医療事務員を置くことができる。 （職務権限） 第4条 〔略〕 2 副参事、次長、総括科部長、科部長、室長、所長、技師長、薬剤師長、課長、技幹、主幹、医長、副技師長、副薬剤師長、副看護部長、主任検査技師、主任放射線技師、主任薬剤師、主任理学療法士、看護師長、係長、技査、主査、主任看護師及び主任医療事務員は、それぞれ上司	（組織） 第2条 〔略〕 2 〔略〕 〔表 別記〕 （役職） 第3条 〔略〕 2～5 〔略〕 6 前各項に定めるもののほか、必要があるときは市立病院に参事を、事務局に担当副参事、副参事、主幹、主査及び主任医療事務員を置くことができる。 （職務権限） 第4条 〔略〕 2 参事、次長、総括科部長、科部長、室長、所長、技師長、薬剤師長、課長、担当副参事、副参事、主幹、医長、副技師長、副薬剤師長、副看護部長、主任検査技師、主任放射線技師、主任薬剤師、主任理学療法士、看護師長、係長、主査、主任看護師及び主任医療事務員は、それ

の命を受けて所管の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 (分掌事務) 第5条 [略] 2～20 [略] 21 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(15) [略] <u>(16) [略]</u> 22 [略] 23 財務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(5) [略] <u>(6) 物品の出納及び保管に関するこ</u> <u>と。</u> <u>(7) [略]</u> (職名) 第6条 職員の職名は、次のとおりとする。 [表 別記]	ぞれ上司の命を受けて所管の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 (分掌事務) 第5条 [略] 2～20 [略] 21 [略] (1)～(15) [略] <u>(16) 財産の取得、管理及び処分に関すること。</u> <u>(17) 物品の出納及び保管に関するこ</u> <u>と。</u> <u>(18) [略]</u> 22 [略] 23 [略] (1)～(5) [略] <u>(6) [略]</u> (職名) 第6条 [略] [表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)に対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第2条の表]

部等名	課等名	係等名
[略]		
事務局	管理課	庶務係 施設係
	[略]	
	財務課	経理係 <u>用度係</u>
	[略]	

[改正後 別記]

[第2条の表]

部等名	課等名	係等名
[略]		
事務局	管理課	庶務係 施設係 <u>用度係</u>
	[略]	
	財務課	経理係
	[略]	

[改正前 別記]

[第6条の表]

号	技術吏員	事務吏員
1	院長 副院長 診療部長 診療支援部長	事務局長
2	副参事	次長
3	総括科部長 科部長 室長 所長 技師長 薬剤師長 看護部長 技幹	課長 主幹
4	医長 副技師長 副薬剤師長 副看護部長	
5	医師 歯科医師 主任検査技師 主任放射線 技師 主任薬剤師 主任理学療法士 看護師 長 係長 技査	係長 主査
6	主任看護師	主任医療事務員
7	検査技師 放射線技師 薬剤師 視能訓練士 栄養士 理学療法士 臨床心理士 看護師 臨床工学技士 主任技師 技師 医療補助員	主任主事 主事 医療事務員

[改正後 別記]

[第6条の表]

号	職 名
1	院長 副院長 事務局長
2	診療部長 診療支援部長 参事 次長
3	総括科部長 科部長 室長 所長 技師長 薬剤師長 看護部長 課長 担当 副参事 副参事
4	医長 副技師長 副薬剤師長 副看護部長 主幹
5	医師 歯科医師 主任検査技師 主任放射線技師 主任薬剤師 主任理学療法 士 看護師長 係長 主査
6	主任看護師 主任医療事務員
7	検査技師 放射線技師 薬剤師 視能訓練士 栄養士 理学療法士 臨床心理 士 看護師 臨床工学技士 主任技師 技師 医療補助員 主任主事 主事 医療事務員

那覇市病院管理規程第 7 号

平 成 1 9 年 3 月 3 0 日

公 布 済

那覇市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程

那覇市立病院事務決裁規程(平成15年那覇市病院管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(専決の特例) 第6条 [略] 2 課長の所掌する事務のうち、<u>主幹及び技幹</u>の専決事項として事務局長があらかじめ定める事務については、<u>主幹及び技幹</u>が専決する。 [別表第1 別記] [別表第3 別記] [別表第4 別記]	(専決の特例) 第6条 [略] 2 課長の所掌する事務のうち、<u>担当副参事</u>の専決事項として事務局長があらかじめ定める事務については、<u>担当副参事</u>が専決する。 [別表第1 別記] [別表第3 別記] [別表第4 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1

診療部の専決事項 [略]

診療支援部の専決事項

号	[略]	専決区分	
		<u>副院長</u>	[略]
[略]			

備考 [略]

看護部の専決事項 [略]

事務局の専決事項

(1) 人事に関する事項

号	[略]	専決区分			
		[略]	次長	課長	[略]
1	[略]		課長 <u>主幹</u> <u>技幹</u>	係長、主 査及び <u>技</u> <u>査</u> 以下の 職員	[略]
[略]					

(2) 財産に関する事項

[略]

備考 副院長が専決する事項は、両副院長の共通専決とする。

(3) その他の事項

[略]

備考 副院長が専決する事項は、両副院長の共通専決とする。

〔改正後 別記〕

別表第1

診療部の専決事項 〔略〕

診療支援部の専決事項

号	[略]	専決区分	
		<u>診療支援部担当</u>	[略]
		<u>副院長</u>	
[略]			

備考 〔略〕

看護部の専決事項 〔略〕

事務局の専決事項

(1) 人事に関する事項

号	〔略〕	専決区分			
		〔略〕	次長	課長	〔略〕
1	〔略〕		<u>課長</u> <u>担当副</u> <u>参事</u> <u>副参事</u>	<u>主幹</u> 、 <u>係</u> <u>長</u> 、 <u>主査</u> <u>以下の職</u> <u>員</u>	
〔略〕					

(2) 財産に関する事項

〔略〕					
-----	--	--	--	--	--

備考 副院長の専決事項は、全副院長の共通専決とする。

(3) その他の事項

〔略〕					
-----	--	--	--	--	--

備考 副院長の専決事項は、全副院長の共通専決とする。

[改正前 別記]

別表第3

	[略]	第2順位の代決者
管理者	[略]	<u>他の</u> 副院長(診療業務)又は次長(診療以外の業務)

[改正後 別記]

別表第3

	[略]	第2順位の代決者
管理者	[略]	<u>診療支援部担当副院長</u> (診療業務)又は次長(診療以外の業務)

[改正前 別記]

別表第4

部等	専決者	第1順位の代決者	第2順位の代決者
	副院長	<u>他の</u> 副院長	
[略]			
事務局	[略]		
	次長	主務の課長又は <u>主幹若しくは技幹</u>	[略]
	課長	主務の <u>係長、主査又は技査</u>	

[改正後 別記]

別表第4

部等	専決者	第1順位の代決者	第2順位の代決者
	副院長	<u>医師である</u> 副院長	<u>他の副院長</u>
[略]			
事務局	[略]		
	次長	主務の課長又は <u>担当副参事若しくは副参事</u>	[略]
	課長	主務の <u>主幹、係長又は主査</u>	

那覇市病院管理規程第 8 号

平 成 1 9 年 3 月 3 0 日

公 布 済

那覇市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 興 儀 實 津 夫

那覇市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院企業職員の給与に関する規程(平成15年那覇市病院管理規程第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
[別表第1 別記] [別表第3 別記] 別表第6(第6条関係) <table border="1"> <tr> <th>職</th><th>支給割合</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td><u>副参事</u></td><td>100分の13</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>副技師長、副薬剤師長、副看護部長、<u>主幹</u>、<u>技幹</u></td><td>100分の11</td></tr> </table> 別表第7(第11条関係) <table border="1"> <tr> <th colspan="2">管理職員</th></tr> <tr> <td colspan="2">副院長、診療部長、診療支援部長、事務局長、次長、<u>副参事</u>、総括科部長、科部長、室長、<u>所長</u>、技師長、薬剤師長、看護部長、課長、副技師長、副薬剤師長、副看護部長、<u>主幹</u>、<u>技幹</u></td></tr> </table> 別表第8(第11条関係) <table border="1"> <tr> <th>職員</th><th>加算割合</th></tr> <tr> <td>「Ⅲ欠」</td><td></td></tr> </table>	職	支給割合	[略]		<u>副参事</u>	100分の13	[略]		副技師長、副薬剤師長、副看護部長、 <u>主幹</u> 、 <u>技幹</u>	100分の11	管理職員		副院長、診療部長、診療支援部長、事務局長、次長、 <u>副参事</u> 、総括科部長、科部長、室長、 <u>所長</u> 、技師長、薬剤師長、看護部長、課長、副技師長、副薬剤師長、副看護部長、 <u>主幹</u> 、 <u>技幹</u>		職員	加算割合	「Ⅲ欠」		[別表第1 別記] [別表第3 別記] 別表第6(第6条関係) <table border="1"> <tr> <th>職</th><th>支給割合</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td><u>参事</u></td><td>100分の13</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>副技師長、副薬剤師長、副看護部長、<u>担当副参事</u>、<u>副参事</u></td><td>100分の11</td></tr> </table> 別表第7(第11条関係) <table border="1"> <tr> <th colspan="2">管理職員</th></tr> <tr> <td colspan="2">副院長、診療部長、診療支援部長、事務局長、次長、<u>参事</u>、総括科部長、科部長、室長、<u>所長</u>、技師長、薬剤師長、看護部長、課長、副技師長、副薬剤師長、副看護部長、<u>担当副参事</u>、<u>副参事</u></td></tr> </table> 別表第8(第11条関係) <table border="1"> <tr> <th>職員</th><th>加算割合</th></tr> <tr> <td>「Ⅲ欠」</td><td></td></tr> </table>	職	支給割合	[略]		<u>参事</u>	100分の13	[略]		副技師長、副薬剤師長、副看護部長、 <u>担当副参事</u> 、 <u>副参事</u>	100分の11	管理職員		副院長、診療部長、診療支援部長、事務局長、次長、 <u>参事</u> 、総括科部長、科部長、室長、 <u>所長</u> 、技師長、薬剤師長、看護部長、課長、副技師長、副薬剤師長、副看護部長、 <u>担当副参事</u> 、 <u>副参事</u>		職員	加算割合	「Ⅲ欠」	
職	支給割合																																				
[略]																																					
<u>副参事</u>	100分の13																																				
[略]																																					
副技師長、副薬剤師長、副看護部長、 <u>主幹</u> 、 <u>技幹</u>	100分の11																																				
管理職員																																					
副院長、診療部長、診療支援部長、事務局長、次長、 <u>副参事</u> 、総括科部長、科部長、室長、 <u>所長</u> 、技師長、薬剤師長、看護部長、課長、副技師長、副薬剤師長、副看護部長、 <u>主幹</u> 、 <u>技幹</u>																																					
職員	加算割合																																				
「Ⅲ欠」																																					
職	支給割合																																				
[略]																																					
<u>参事</u>	100分の13																																				
[略]																																					
副技師長、副薬剤師長、副看護部長、 <u>担当副参事</u> 、 <u>副参事</u>	100分の11																																				
管理職員																																					
副院長、診療部長、診療支援部長、事務局長、次長、 <u>参事</u> 、総括科部長、科部長、室長、 <u>所長</u> 、技師長、薬剤師長、看護部長、課長、副技師長、副薬剤師長、副看護部長、 <u>担当副参事</u> 、 <u>副参事</u>																																					
職員	加算割合																																				
「Ⅲ欠」																																					

次長、副参事、診療部長、診療支援部長	100分の15	次長、参事、診療部長、診療支援部長	100分の15
総括科部長、科部長、室長、所長、技師長、薬剤師長、看護部長、課長、副技師長、副薬剤師長、副看護部長、主幹、技幹	100分の10	総括科部長、科部長、室長、所長、技師長、薬剤師長、看護部長、課長、副技師長、副薬剤師長、副看護部長、担当副参事、副参事	100分の10
医長、医師、歯科医師、主任検査技師、主任放射線技師、主任薬剤師、主任理学療法士、看護師長、係長、主査、技査、主任看護師、主任医療事務員、主任主事、主任技師	[略]	主幹	100分の7
[略]		医長、医師、歯科医師、主任検査技師、主任放射線技師、主任薬剤師、主任理学療法士、看護師長、係長、主査、技査、主任看護師、主任医療事務員、主任主事、主任技師	[略]
		[略]	

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3については、平成18年4月1日から適用する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

企業行政職給料表

[略]	[略]	3級	4級	[略]
[略]				
94	[略]			
95	[略]			
96	[略]			
97	[略]			
98	[略]			
99	[略]			
100	[略]			
101	[略]			
102	[略]			
103	[略]			
104	[略]			
105	[略]			
106	[略]			
107	[略]			
108	[略]			
109	[略]			
110	[略]			
111	[略]			
112	[略]			
113	[略]			
114	[略]			
115	[略]			
116	[略]			

117	[略]			
118	[略]			
119	[略]			
120	[略]			
121	[略]			
122	[略]			
123	[略]			
124	[略]			
125	[略]			

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

企業行政職給料表

[略]	[略]	3級	4級	[略]
[略]				
94	[略]		<u>391, 800</u>	
95	[略]		<u>392, 400</u>	
96	[略]		<u>393, 000</u>	
97	[略]		<u>393, 700</u>	
98	[略]		<u>394, 300</u>	
99	[略]		<u>394, 900</u>	
100	[略]		<u>395, 500</u>	
101	[略]		<u>396, 200</u>	
102	[略]		<u>396, 800</u>	
103	[略]		<u>397, 400</u>	
104	[略]		<u>398, 000</u>	
105	[略]		<u>398, 700</u>	
106	[略]		<u>399, 300</u>	
107	[略]		<u>399, 900</u>	
108	[略]		<u>400, 500</u>	
109	[略]		<u>401, 200</u>	
110	[略]			
111	[略]			
112	[略]			
113	[略]			
114	[略]	<u>357, 600</u>		
115	[略]	<u>358, 000</u>		
116	[略]	<u>358, 400</u>		

117	[略]	<u>358,900</u>	
118	[略]	<u>359,300</u>	
119	[略]	<u>359,700</u>	
120	[略]	<u>360,100</u>	
121	[略]	<u>360,600</u>	
122	[略]	<u>361,000</u>	
123	[略]	<u>361,400</u>	
124	[略]	<u>361,800</u>	
125	[略]	<u>362,300</u>	

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第3(第3条関係)

企業現業職給料表

[略]	[略]	2級	3級	[略]
[略]				
94	[略]			
95	[略]			
96	[略]			
97	[略]			
98	[略]			
99	[略]			
100	[略]			
101	[略]			
102	[略]			
103	[略]			
104	[略]			
105	[略]			
106	[略]			
107	[略]			
108	[略]			
109	[略]			
110	[略]			
111	[略]			
112	[略]			
113	[略]			
114	[略]			
115	[略]			
116	[略]			
117	[略]			
118	[略]			
119	[略]			
120	[略]			
121	[略]			
122	[略]			
123	[略]			
124	[略]			
125	[略]			

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第3(第3条関係)

企業現業職給料表

[略]	[略]	2級	3級	[略]
[略]	[略]			
94	[略]		<u>391,800</u>	
95	[略]		<u>392,400</u>	
96	[略]		<u>393,000</u>	
97	[略]		<u>393,700</u>	
98	[略]		<u>394,300</u>	
99	[略]		<u>394,900</u>	
100	[略]		<u>395,500</u>	
101	[略]		<u>396,200</u>	
102	[略]		<u>396,800</u>	
103	[略]		<u>397,400</u>	
104	[略]		<u>398,000</u>	
105	[略]		<u>398,700</u>	
106	[略]		<u>399,300</u>	
107	[略]		<u>399,900</u>	
108	[略]		<u>400,500</u>	
109	[略]		<u>401,200</u>	
110	[略]			
111	[略]			
112	[略]			
113	[略]			
114	[略]	<u>357,600</u>		
115	[略]	<u>358,000</u>		
116	[略]	<u>358,400</u>		
117	[略]	<u>358,900</u>		
118	[略]	<u>359,300</u>		
119	[略]	<u>359,700</u>		
120	[略]	<u>360,100</u>		
121	[略]	<u>360,600</u>		
122	[略]	<u>361,000</u>		
123	[略]	<u>361,400</u>		
124	[略]	<u>361,800</u>		
125	[略]	<u>362,300</u>		

備考 [略]

那覇市病院管理規程第9号

平 成 1 9 年 3 月 3 0 日

公 布 済

那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成15年病院管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																
別表第1(第2条関係) 級別標準職務表 ア 企業行政職給料表級別標準職務表 <table border="1"> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>4級</td><td>係長、主査又は<u>技査</u>の職務</td></tr> <tr> <td>5級</td><td></td></tr> <tr> <td>6級</td><td>課長、<u>主幹</u>又は<u>技幹</u>の職務</td></tr> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> </table> イ 企業医療職給料表(1) 級別標準職務表～ウ 企業医療職給料表(2) 級別標準職務表 [略] エ 企業医療職給料表(3) 級別標準職務表 <table border="1"> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>6級</td><td>1 <u>副参事</u>の職務 2～3 [略]</td></tr> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> </table> 備考 [略] 別表第3(第2条関係) 初任給基準表 ア 企業行政職給料表初任給基準表～ イ 企業医療職給料表(1) 初任給基準表 [略]	[略]		4級	係長、主査又は <u>技査</u> の職務	5級		6級	課長、 <u>主幹</u> 又は <u>技幹</u> の職務	[略]		[略]		6級	1 <u>副参事</u> の職務 2～3 [略]	[略]		別表第1(第2条関係) 級別標準職務表 ア 企業行政職給料表級別標準職務表 <table border="1"> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>4級</td><td>係長、主査の職務</td></tr> <tr> <td>5級</td><td><u>主幹</u>の職務</td></tr> <tr> <td>6級</td><td>課長、<u>担当副参事</u>又は<u>副参事</u>の職務</td></tr> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> </table> イ 企業医療職給料表(1) 級別標準職務表～ウ 企業医療職給料表(2) 級別標準職務表 [略] エ 企業医療職給料表(3) 級別標準職務表 <table border="1"> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>6級</td><td>1 <u>参事</u>の職務 2～3 [略]</td></tr> <tr><td colspan="2">[略]</td></tr> </table> 備考 [略] 別表第3(第2条関係) 初任給基準表 ア 企業行政職給料表初任給基準表～ イ 企業医療職給料表(1) 初任給基準表 [略]	[略]		4級	係長、主査の職務	5級	<u>主幹</u> の職務	6級	課長、 <u>担当副参事</u> 又は <u>副参事</u> の職務	[略]		[略]		6級	1 <u>参事</u> の職務 2～3 [略]	[略]	
[略]																																	
4級	係長、主査又は <u>技査</u> の職務																																
5級																																	
6級	課長、 <u>主幹</u> 又は <u>技幹</u> の職務																																
[略]																																	
[略]																																	
6級	1 <u>副参事</u> の職務 2～3 [略]																																
[略]																																	
[略]																																	
4級	係長、主査の職務																																
5級	<u>主幹</u> の職務																																
6級	課長、 <u>担当副参事</u> 又は <u>副参事</u> の職務																																
[略]																																	
[略]																																	
6級	1 <u>参事</u> の職務 2～3 [略]																																
[略]																																	

ウ 企業医療職給料表(2) 初任給基準表

[略]		
歯科衛生士	[略]	
	高校専攻科卒	1級 <u>5</u> 号給

備考 [略]

エ 企業医療職給料表(3) 初任給基準表
[略]

別表第4 (第2条関係)

昇格時号級表

ア 企業行政職給料表昇格時号級対応表

昇格した日の前日に受けていた号級	昇格後の号級		
	[略]	5級	[略]
[略]			
94	[略]		[略]
95	[略]		[略]
96	[略]		[略]
97	[略]		[略]
98	[略]		[略]
99	[略]		[略]
100	[略]		[略]
101	[略]		[略]
102	[略]		[略]
103	[略]		[略]
104	[略]		[略]
105	[略]		[略]
106	[略]		[略]
107	[略]		[略]
108	[略]		[略]
109	[略]		[略]
[略]			

イ 企業医療職給料表(1) 昇格時号給対応

ウ 企業医療職給料表(2) 初任給基準表

[略]		
歯科衛生士	[略]	
	高校専攻科卒	1級 <u>7</u> 号給

備考 [略]

エ 企業医療職給料表(3) 初任給基準表
[略]

別表第4 (第2条関係)

昇格時号級表

ア 企業行政職給料表昇格時号級対応表

昇格した日の前日に受けていた号級	昇格後の号級		
	[略]	5級	[略]
[略]			
94	[略]	<u>85</u>	[略]
95	[略]	<u>85</u>	[略]
96	[略]	<u>85</u>	[略]
97	[略]	<u>85</u>	[略]
98	[略]	<u>85</u>	[略]
99	[略]	<u>85</u>	[略]
100	[略]	<u>85</u>	[略]
101	[略]	<u>85</u>	[略]
102	[略]	<u>85</u>	[略]
103	[略]	<u>85</u>	[略]
104	[略]	<u>85</u>	[略]
105	[略]	<u>85</u>	[略]
106	[略]	<u>85</u>	[略]
107	[略]	<u>85</u>	[略]
108	[略]	<u>85</u>	[略]
109	[略]	<u>85</u>	[略]
[略]			

イ 企業医療職給料表(1) 昇格時号給対応

表～エ 企業医療職給料表(3)昇格時号 給対応表 [略]	表～エ 企業医療職給料表(3)昇格時号 給対応表 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市病院管理規程第10号

平 成 1 9 年 3 月 3 0 日
公 布 済

那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程(平成15年那覇市病院管理規程第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第5条関係)

区分	日額
[略]	
薬剤師	[略]
その他の臨時職員	[略]

[改正後 別記]

別表(第5条関係)

区分	日額	
[略]		
薬剤師	[略]	
医療ソーシャルワーカー	甲	7,600円
	乙	8,260円
	丙	8,530円
	丁	8,800円
その他の臨時職員	[略]	

那覇市病院管理規程第11号

平成19年3月30日

公 布 済

那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程（平成15年那覇市病院管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（休暇、職専免等に関する準用） 第11条 非常勤職員の年次有給休暇、<u>年次有給休暇以外の休暇</u>及び職務に専念する義務の免除については、那覇市非常勤職員要綱第11条、第12条第1項、<u>第12条の2第1項</u>及び第13条の規定を準用する。この場合において、第12条の2第1項中「那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（昭和49年那覇市規則第37号）」とあるのは「那覇市立病院企業職員の職務に専念する義務の免除に関する規程（平成15年那覇市病院管理規程第16号）」とする。 [別表 別記]	（休暇、職専免等に関する準用） 第11条 非常勤職員の年次有給休暇、<u>病</u><u>気</u><u>休</u><u>暇</u>等及び職務に専念する義務の免除については、那覇市非常勤職員要綱第11条、第12条第1項、<u>第12条の2第1項</u>から第5項まで、<u>第12条の3第1項</u>及び第13条の規定を準用する。この場合において、第12条の2第1項中「那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（昭和49年那覇市規則第37号）」とあるのは「那覇市立病院企業職員の職務に専念する義務の免除に関する規程（平成15年那覇市病院管理規程第16号）」とする。 [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表

[略]		
15	非常勤医師(後期研修医)	[略]
16	非常勤医師(初期研修医)	別に定める

備考 [略]

[改正後 別記]

別表(第5条関係)

[略]		
15	非常勤医師(初期研修医)	[略]

備考 [略]

那覇市病院管理規程第12号

平成 19 年 3 月 30 日

公 布 済

那覇市立病院企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院企業職員の旅費に関する規程(平成15年那覇市病院管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(旅費) 第2条 職員の旅費の額及び支給方法については、別に定めるもののほか、那覇市職員等の旅費支給条例(昭和47年那覇市条例第44号)の例による。この場合において、職員の職務等級は次のとおりとする。 [表 別記]	(旅費) 第2条 [略] [表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第2条の表]

区分	職員
[略]	
2等級の職務にある者	副院長、 <u>診療部長、診療支援部長、事務局長</u> 、次長、 <u>副参事</u> 、総括科部長、科部長、室長、所長、技師長、薬剤師長、看護部長、課長、 <u>主幹、技幹</u> 、医長、副技師長、副薬剤師長、副看護部長
3等級の職務にある者	医師、歯科医師、主任検査技師、主任放射線技師、主任薬剤師、主任理学療法士、看護師長、係長、主査、 <u>技査</u> 、主任看護師、主任医療事務員
[略]	

[改正後 別記]

[第2条の表]

区分	職員
[略]	
2等級の職務にある者	副院長、 <u>事務局長、診療部長、診療支援部長</u> 、次長、 <u>参事</u> 、総括科部長、科部長、室長、所長、技師長、薬剤師長、看護部長、課長、 <u>担当副参事、副参事</u> 、医長、副技師長、副薬剤師長、副看護部長
3等級の職務にある者	<u>主幹</u> 、医師、歯科医師、主任検査技師、主任放射線技師、主任薬剤師、主任理学療法士、看護師長、係長、主査、主任看護師、主任医療事務員
[略]	

那覇市病院管理規程第13号

平成19年3月30日

公 布 済

那覇市病院事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市病院事業会計規程の一部を改正する規程

那覇市病院事業会計規程(平成15年那覇市病院管理規程第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(徴収又は収納事務の委託) 第8条 [略] 2 前項の規定により、公金徴収事務を受託した者(以下「公金徴収事務等受託者」という。)は、<u>収納金を出納取扱金融機関に払い込まなければならない。</u> 3 [略] (収納金の取扱い) 第27条 [略] 2～4 [略] 5 <u>第1項の規定は、公金徴収事務等受託者が収入を徴収又は収納した場合について準用する。</u>	(徴収又は収納事務の委託) 第8条 [略] 2 前項の規定により、公金徴収事務を受託した者(以下「公金徴収事務等受託者」という。)は、<u>収納した現金を翌日の午前中(委託契約に別段の定めがあるときは、当該契約に定めた日)までに</u>出納取扱金融機関に払い込まなければならない。 3 [略] (収納金の取扱い) 第27条 [略] 2～4 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市病院管理規程第14号

平成 19 年 3 月 30 日

公 布 済

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程(平成15年那覇市病院管理規程第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(手数料の額) 第4条 <u>条例別表第2</u>に規定する管理者が定める額は、別表第2のとおりとする。 (目的外使用料) 第8条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条第3項の規定に基づき、那覇市立病院の用に供する行政財産を地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第238条の4第4項</u>の規定により使用させる場合の使用料(以下「目的外使用料」という。)については、那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)第2条第1項、第3条及び第5条の規定を準用する。 2～6 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]	(手数料の額) 第4条 <u>条例第3条</u>に規定する管理者が定める額は、別表第2のとおりとする。 (目的外使用料) 第8条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条第3項の規定に基づき、那覇市立病院の用に供する行政財産を地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第238条の4第7項</u>の規定により使用させる場合の使用料(以下「目的外使用料」という。)については、那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)第2条第1項、第3条及び第5条の規定を準用する。 2～6 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

[別表第1(使用料)]

種類		単位	金額	
[略]				
予防 接種 種 料	[略]		契約による場合は契 約で定める額	
	BCGワクチン	1回につき		<u>4,100円</u>
	[略]			
	ツ反(判定含む)	1回につき		<u>700円</u>
[略]				

[改正後 別記]

[別表第1(使用料)]

種類		単位	金額	
[略]				
予防 接種 料	[略]		契約による場合は契 約で定める額	
	BCGワクチン	1回につき		<u>5,300円</u>
	[略]			
	ツ反(判定含む)	1回につき		<u>1,000円</u>
[略]				

[改正前 別記]

[別表第2(手数料)]

種類		単位	金額
診断書	診断書	1通につき	2,100円
	健康診断書	1通につき	1,050円
	恩給又は生命保険料等の特別診断書	1通につき	3,150円
	死亡診断書	1通につき	2,100円
	死体検案書	1通につき	3,150円
	身体障害者用診断書	1通につき	3,150円
	上記以外で特殊なものの診断書	1通につき	3,150円
証明書	特別証明書	1通につき	3,150円
	普通証明書	1通につき	1,050円

備考 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものについては、この表に定める額に105分の100を乗じて得た額とする。

[改正後 別記]

[別表第2(手数料)]

種類				単位	金額
診断書	健康診断書			1通につき	1,575円
	普通診断書			1通につき	2,100円
	死亡診断書				
	精神障害者保健福祉手帳用診断書				
	特定疾患に関する診断書				
	その他これらに類する診断書				
	死体検案書			1通につき	3,150円
恩給、年金等の障害給付に関する診断書					
身体障害認定に関する診断書					
障害手当認定に関する診断書					
その他これらに類する診断書					
	保険金請求に関する診断書			1通につき	4,200円
	自賠償に関する診断書				
	保険会社等症状照会に関する文書				
	その他これらに類する診断書				
証明書	その他症状、経過、所見等を詳細に記載する診断書			1通につき	4,200円
	簡易証明書			1通につき	1,050円
	妊娠、出産（出生）、死産等に関する証明書				
	出産費、育児手当等の請求に関する申請書				
	その他これらに類する証明書				
	普通証明書			1通につき	1,575円
	保険金請求に関する証明書			1通につき	4,200円
自賠償に関する証明書					
その他これらに類する証明書					
	その他症状、経過、所見等を詳細に記載する証明書			1通につき	4,200円
	介護保険主治医意見書	在宅	新規	1通につき	5,250円
			更新	1通につき	4,200円
	障害者自立支援法医師意見書	施設	新規	1通につき	4,200円
更新			1通につき	3,150円	
その他症状、経過、所見等を詳細に記載する文書			1通につき	4,200円	

備考 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものについては、この表に定める額に105分の100を乗じて得た額とする。

那覇市病院管理規程第15号

平 成 1 9 年 3 月 3 0 日

公 布 済

那覇市立病院文書取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院文書取扱規程の一部を改正する規程

那覇市立病院文書取扱規程(平成15年那覇市病院管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第1号様式 別記] [第2号様式 別記]	[第1号様式 別記] [第2号様式 別記]
備考 1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式

[略]								
管理者	副院長	[略]						
		主 管						
	副院長	合 議 先						
[略]								

[改正後 別記]

第1号様式

[略]								
管理者	副院長	[略]						
		主管						
	副院長	合議先						
	副院長							
[略]								

[改正前 別記]

第2号様式

[略]

[略]								
管理者	副院長	副院長	事務局長	次長	課長	係長	係員	主管
								課
起案者職氏名						電話番号		
[略]								
市長 部 局	市長	助役	助役	部長	次長	課長	係長	係
				部長	次長	課長	係長	係
[略]								

[略]

[改正後 別記]

第2号様式

[略]

[略]									
管理者	副院長	副院長	<u>副院長</u>	事務局長	次長	課長	係長	係員	主管
									課
起案者職氏名							電話番号		
[略]									
市長 部 局	市長	<u>副市長</u>	<u>副市長</u>	部長	<u>副部長</u>	課長	<u>主幹(主査)</u>	係	
				部長	<u>副部長</u>	課長	<u>主幹(主査)</u>	係	
[略]									

[略]

病 院 告 示

那覇市病院告示第6号

平成19年4月1日

掲 示 済

那覇市立病院警備業務委託に伴う収納事務について

警備業務委託に伴う収納事務について地方公営企業法施行令第26条の4第1項により告示する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1 委託業務の名称 | 那覇市立病院外来用駐車場使用料の収納事務 |
| 2 受託者の所在地 | 沖縄市松本7丁目3番6号 |
| 3 受託者の名称 | 新報警備保障総合ビル管理株式会社
代表取締役 知花 昌進 |
| 4 受託期間 | 自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日 |

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

那覇市選挙管理委員会告示第46号

平成19年3月23日

掲 示 済

ポスター掲示場の設置場所について

平成19年4月22日執行の参議院沖縄県選出議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、ポスター掲示場を次のとおり設置する。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

那覇市ポスター掲示場設置場所一覧表

第 1 投票区 (8ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
1	1	首里石嶺町 4-208-7 コーポアシス向い (ガードレール)
1	2	首里石嶺町 4-394 県中央児童相談所前 (ガードパイプ)
1	3	首里石嶺町 4-260-1 徳森宅斜め向い (ガードレール)
1	4	首里石嶺町 4-389 サービスセンター前 (ガードパイプ)
1	5	首里石嶺町 4-425-4 石嶺ハイツ団地通り (ガードレール)
1	6	首里石嶺町 4-335 市営住宅敷地35棟入口側 (ガードレール)
1	7	首里石嶺町 4丁目 市営住宅 1 棟前 (フェンス)
1	8	首里石嶺町 4-99-1 (歩道後方フェンス)

第 2 投票区 (8ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
2	1	首里石嶺町 2-127 石嶺市営住宅15棟前 (ガードパイプ)
2	2	首里石嶺町 2-70-2 石嶺市営住宅17棟前 (フェンス)
2	3	首里石嶺町 2-233-8 奥浜宅前 (ガードレール)
2	4	首里石嶺町 2-191-8 神谷アパート前 (歩道フェンス)
2	5	首里石嶺町 2丁目204 神谷宅前 (ガードレール)
2	6	首里石嶺町 2丁目 首里高校野球場県道沿いガードレール
2	7	首里汀良町 3丁目 市営住宅 2 号棟北東側バイク置き場隣緑地
2	8	首里石嶺町 1-161 當真アパート (ガードパイプ)

第 3 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
3	1	首里石嶺町 3-210 伊佐川宅前 (フェンス)
3	2	首里石嶺町 3-137-2 与儀宅横 (ガードレール)
3	3	首里石嶺町 3-4-1 サンエーV21 いしみね食品館横の橋 (ガードパイプ)
3	4	首里石嶺町 1-150-7 比嘉宅前 (ガードレール)
3	5	首里石嶺町 1-62-3 国家公務員宿舍首里住宅 2 号棟前 (ガードレール)
3	6	首里久場川町 1 丁目 94 新島染色工房向い (ガードレール)
3	7	首里石嶺町 3-35 大興ビル隣の契約駐車場前 (道路フェンス)

第 4 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
4	1	首里久場川町 2 丁目 消防署首里出張所向い (ガードレール)
4	2	首里久場川町 2-96 久場川市営住宅 H 棟西側 (フェンス)
4	3	首里久場川町 2-18 久場川児童館前 (フェンス)
4	4	首里久場川町 2-18-20 久場川保育所向い (ガードパイプ)
4	5	首里久場川 1 丁目 111 金城宅斜め向い (ガードレール)
4	6	首里末吉町 1-1 昭和橋 (欄干)
4	7	首里平良町 1-37 宮城宅前 (植栽)

第 5 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
5	1	首里大名町 3-80 サンエー大名駐車場前 (ガードパイプ)
5	2	首里大名町 3 丁目 大名団地 12 棟前 (フェンス)
5	3	首里大名町 3 丁目 大名団地 16 棟前グランド側 (フェンス)

5	4	首里大名町1丁目 大名町公民館隣 (ガードレール)
5	5	首里大名町2丁目75 駐車場前 (ガードレール)
5	6	首里大名町1丁目230-1 ロイヤルパレス首里向い (ガードパイプ)
5	7	首里平良町1-37 宮城宅前 (植栽)

第6投票区 (7ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
6	1	首里汀良町3-11 上里宅付近 (ガードパイプ)
6	2	首里汀良町3-11 上里宅付近 (ガードパイプ)
6	3	首里汀良町1丁目 汀良児童公園前 (ガードレール)
6	4	首里赤平町2-18 カネキ書店斜め向い (フェンス)
6	5	首里儀保町1-12 モスバーガー駐車場向い (フェンス)
6	6	首里末吉町1-1 昭和橋 (欄干)
6	7	首里儀保町1-19 知念宅前 (フェンス) 下の橋横

第7投票区 (8ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
7	1	首里鳥堀町4丁目 弁ヶ嶽下トイレ側 (ガードレール)
7	2	首里鳥堀町5-55-3 県営鳥堀団地1棟裏 (フェンス)
7	3	首里崎山町3-10-2 新里宅横 (フェンス)
7	4	首里赤田町2-57 名城宅前 (ガードレール)
7	5	首里鳥堀町4-41-1 伊豆味宅横 (柵)
7	6	首里崎山町3-36 崎山バス停横 (フェンス)
7	7	首里崎山町4-53-19 沖縄自動車道入口横 (フェンス)

7	8	首里崎山町 4-222 農業試験場横 (フェンス)
---	---	---------------------------

第 8 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
8	1	首里桃原町 1-6 仲尾次宅前 (ガードレール)
8	2	首里儀保町 2-8 小山アパート向い (橋の欄干)
8	3	首里真和志町 1-5 城西小学校正門入口横 (フェンス)
8	4	首里大中町 1-1 旧県立博物館向い (フェンス)
8	5	首里山川町 2-1-4 友利宅向い (柵)
8	6	首里金城町 3-68 (有) シュリデンキ向い (フェンス)
8	7	首里金城町 4-71-10 東洋 P R 向い (フェンス)

第 9 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
9	1	首里寒川町 2 丁目 5 番地 兼元宅横ガードレール
9	2	首里寒川町 1-27-2 玉城宅向い (内側ガードレール)
9	3	首里山川町 3-4-1 野崎ハイツ道向いフェンス
9	4	首里山川町 1-63 宮平宅・山川バス停向い (ガードレール)
9	5	首里山川町 1-71 アルテ山川隣柵
9	6	首里山川町 3-7 太田宅向い (ガードレール)
9	7	首里寒川町 1-13-2 勝連宅向い (ガードレール)

第 10 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
10	1	古島 2-31-1 那覇市立病院看護婦宿舎 (塀)
10	2	松島 2-1-12 松島保育園付近 (ガードパイプ)

10	3	古島2 古島中公園 (柵)
10	4	古島2-21-9 平良宅向い・松島小学校側 (ガードレール)
10	5	古島1-16-1 セントスヴェリエ土地付近 (ガードレール)
10	6	古島2-23-7 翁長宅向い 大神公園 (柵)
10	7	古島1-19 八木宅向い 宇久増公園内 (草地)

第 1 1 投票区 (7ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
11	1	首里末吉町1丁目 末吉公園入口左側 (柵)
11	2	首里末吉町4丁目 シルバー人材センター隣 (柵)
11	3	首里末吉町4丁目 瑞穂酒造 (株) 向い (ガードレール)
11	4	首里末吉町2丁目19 末吉公民館 (柵)
11	5	首里末吉町2丁目14 那覇市末吉老人福祉センター向い (ガードレール)
11	6	首里末吉4丁目 末吉東児童公園内 (草地)
11	7	首里末吉町2丁目 末吉西公園 (草地)

第 1 2 投票区 (7ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
12	1	字松川352 きんだい通商向い (ガードパイプ)
12	2	字真嘉比264 バイパス荘前 (ガードレール)
12	3	字真嘉比41 真嘉比自治会館前 真嘉比公園 (フェンス)
12	4	字真嘉比340-1 仮設住宅フェンス
12	5	字真嘉比273 琉球通信工事 (株) 正門左側 (フェンス)
12	6	安里第二横断歩道橋下ガードレール

12	7	真嘉比小学校 西側門左側 (フェンス)
----	---	---------------------

第 1 3 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
13	1	字安里44 マンモス漁具那覇店付近 (ガードレール)
13	2	字安里44 目取真アパート前 (ガードレール)
13	3	字安里24 玉城宅前 (ガードレール)
13	4	字安里91-10 玉城宅前 (ガードレール)
13	5	字安里492 安里公園 (柵) 教会側
13	6	字安里492 安里公園 (柵) 上門理容館付近
13	7	字安里117 オーシャン工業向い (ガードパイプ)

第 1 4 投票区 (8 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
14	1	松川12-1 兼次アパート向い歩道側ガードフェンス
14	2	字松川445-2 喜納マンション横バス停後ガードフェンス
14	3	松川3-12-21 松城マンション西側歩道側ガードパイプ
14	4	松川3-18-30 田名クリニックの東隣車道側ガードパイプ
14	5	繁多川3-7-15 メドルマホンダ横歩道側ガードフェンス
14	6	松川3-23-53 ユタカハイム前歩道側ガードパイプ
14	7	繁多川2-5-1 県営松川団地入口ガードパイプ
14	8	繁多川1-16-3 県営繁多川高層住宅公園フェンス

第 1 5 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
15	1	字松川386-1 坂下マンション前 (後方ガードパイプ)

15	2	松川 2-14-10 山里外科前 (ガードパイプ)
15	3	松川 2-14-24 金城宅前 (ガードレール)
15	4	松川 1-1-2 ファミリーフォート向い松川児童公園 (柵)
15	5	字大道146-1 大道小学校前大道練兵橋欄干後方 (柵)
15	6	松川 2-13-20 ライオンズマンション松川向い (ガードレール)
15	7	三原 2-26-7 神谷宅前 (ガードパイプ)

第 1 6 投票区 (9ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
16	1	字大道88-17 照屋宅向い (ガードレール)
16	2	字大道164 ライオンズマンション前ほたる橋欄干 (ガードレール)
16	3	字安里388-6 安里交番前 (ガードパイプ)
16	4	字大道158 真和志中学校グラウンド前(ガードレール) 婦連会館向い
16	5	字大道146-1 大道小学校体育館前 (ガードパイプ)
16	6	字安里361-13 島田宅横後方 (柵)
16	7	字大道169 仲宗根宅隣駐車場向い (ガードパイプ)
16	8	字安里411-1 サンハイツ前安里橋 (欄干) 安里交差点向け右側
16	9	三原 1-1-3 テルノビル前 (ガードレール) 旧水道局庁舎向い

第 1 7 投票区 (8ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
17	1	繁多川 1-1-43 三和交通繁多川営業所 (フェンス)
17	2	繁多川 1-5-1 森永乳業入口右側 (フェンス)
17	3	繁多川 5-5-1 波平アパート隣ガードレール

17	4	繁多川 2-14-7 石田中バス停後方歩道側ガードレール
17	5	繁多川 3-14-16 アーバン繁多川向いガードレール
17	6	繁多川 3-14-14 津波古横ガードパイプ
17	7	繁多川 5-24-1 繁多川自治会ガードパイプ
17	8	字真地43-1 真地薬品隣ガードパイプ

第 1 8 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
18	1	識名 2-13-46 (有)スリーエイト隣歩道側ガードフェンス
18	2	識名 3-19-12 マンション識名12前市道側ガードレール
18	3	識名 3-18-33 琉球うるし工芸付近ガードレール
18	4	識名 3-1-43 若夏マンション隣塀前ガードパイプ
18	5	識名 4-13-5 新垣アパート前ガードパイプ
18	6	識名 3-10-20 幸正組隣ガードレール
18	7	識名 1-11-26 識名伝道所東側ガードレール

第 1 9 投票区 (8 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
19	1	長田 2-24-6 中尾宅向いガードレール
19	2	長田 2-17-30 慶田宅前ガードレール
19	3	長田 2-14 長田西公園のフェンス
19	4	長田 2-33-50 キャッスルエミネット隣長田南公園柵
19	5	長田 2-32-43 ピースフルハイツ向い歩道側後方ガードフェンス
19	6	字上間620-1 平良宅向いガードレール

19	7	上間 1-15 溜池横ガードレール
19	8	長田 2-1-20 ビデオショップ大都会前ガードパイプ

第 2 0 投票区 (8ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
20	1	字国場405 嘉数女子学園前ガードパイプ
20	2	字国場15 渡嘉敷アパート横歩道側ガードフェンス
20	3	字仲井真133 シュウズプラザナハ国場店前 (後方柵)
20	4	字仲井真189 仲井真中フェンス
20	5	字国場271 J A 真和志 国場支店フェンス
20	6	字仲井真260 仲井真北公園の柵
20	7	字国場233 樋川自治会掲示板横のガードレール
20	8	字上間490-1 崎山宅向いのガードレール

第 2 1 投票区 (7ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
21	1	字識名1205 J A 真和志真地支店前ガードレール
21	2	字上間205-1 (株) ランバードランド横資材置場前ガードレール
21	3	字上間205-1 (株) ランバードランド横資材置場前ガードレール
21	4	字真地185 マンション真地前ガードレール
21	5	字識名313 真地小学校前ガードレール
21	6	字真地277 真地団地 8 棟前バス停向いガードパイプ
21	7	字真地277 真地団地12棟前フェンス

第 2 2 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
22	1	字国場1171付近 おもしろ公園の柵
22	2	字国場1166付近 与儀元気公園の柵
22	3	字国場869-1 テラス東門前ガードフェンス
22	4	字国場183-2 嘉数宅前歩道側ガードフェンス
22	5	字国場520 コーポラスやまたつ前歩道側後方ガードフェンス
22	6	字国場555 沖大グラウンド前歩道側ガードパイプ
22	7	長田 1-22 長田北児童公園の東側柵

第 2 3 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
23	1	寄宮 3-1-1 真和志小学校正門前ガードパイプ
23	2	寄宮 3-1-1 真和志小学校正門横ガードパイプ
23	3	寄宮 3-1-12 金城宅向い歩道側後方ガードフェンス
23	4	識名 1-20-5 山内商店向い市有地
23	5	寄宮 3-10-1 J A 沖縄真和志支店裏ガードパイプ
23	6	寄宮 3-8-10 西平菓子店向いガードパイプ
23	7	寄宮 3-1-1 真和志小学校北側ガードパイプ

第 2 4 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
24	1	寄宮 2-38-22 琉球銀行寄宮支店前ガードパイプ
24	2	寄宮 1-22-7 洋裁店エミコ横ガードレール
24	3	寄宮 2-3-1 沖縄整肢療護園横ガードパイプ

24	4	寄宮 2-32 旧水道局庁舎西側入口ガードパイプ
24	5	寄宮 1-1 与儀公園東側の柵
24	6	寄宮 1-1 与儀公園西側バス停後の植栽フェンス
24	7	寄宮 1-1 与儀公園南側バス停後の植栽ガードパイプ

第 2 5 投票区 (8 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
25	1	与儀 1-3 県立那覇病院前与儀バス停横 (ガードパイプ)
25	2	与儀 1-24-1 沖縄県立看護大学前 (ガードパイプ)
25	3	与儀 1-3-21 沖縄県中央保健所横 (ガードパイプ)
25	4	与儀 1-1 与儀小学校正門左横 (金網フェンス)
25	5	与儀 1-1 与儀小学校横体育館側陸橋前 (ガードパイプ)
25	6	字与儀41 城間宅前 (ガードレール)
25	7	与儀 2-17-20 行田原マンション横駐車場側 (ガードパイプ)
25	8	与儀 2-20 わんぱく公園柵

第 2 6 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
26	1	与儀 2-18-19 古波倉宅向い (ガードパイプ)
26	2	字古波蔵393 古蔵小校東側 (ガードパイプ)
26	3	古波蔵 3-3-20 県営美田市街地住宅前 (ガードパイプ)
26	4	字古波蔵396-1 大嶺ハイツ前 (ガードパイプ)
26	5	古波蔵 4-8-1 古蔵中学校向い漫湖公園歩道側 (ガードパイプ)
26	6	字古波蔵392付近 丸宮産業資材置場向い (ガードパイプ)

26	7	与儀 2-12-25 第一設備向い (ガードパイプ)
----	---	----------------------------

第 2 7 票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
27	1	古波蔵 3-2-23 丸二タクシー前 (陸橋階段側)
27	2	古波蔵 3-7-25 赤十字社沖縄県支部駐車場前 (ガードパイプ)
27	3	古波蔵 2-1-6 ライオンズマンション古波蔵前 (ガードパイプ)
27	4	古波蔵 3-2-5 日本たばこ産業前 (ガードパイプ)
27	5	古波蔵 3-23 市公園管理事務所入口横 (ガードパイプ)
27	6	古波蔵 3-8-14 古波蔵郵政宿舎前 (ガードパイプ)
27	7	古波蔵 3-15-1 新里アパート向い (ガードパイプ)

第 2 8 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
28	1	字安謝653 国際重機ビル付近 (柵)
28	2	安謝 2-15 安謝市営住宅付近 (柵)
28	3	字安謝270 我那覇宅向い (ガードレール)
28	4	字安謝664-32 マックスバリュー斜め向い安謝バス停側 (ガードパイプ)
28	5	字安謝237-8 儀間宅付近 (柵)
28	6	字安謝553-1 糸数アパート隣の安謝東公園 (フェンス)
28	7	安謝小学校給食センター前 (ガードレール)

第 2 9 投票区 (8 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
29	1	字天久日琉アパート前 (ガードレール)
29	2	曙 2-8-11 (株) 沖縄テレコン情報向い (ガードレール)

29	3	曙 2 丁目 安謝公園 (柵)
29	4	曙 2-18-2 曙小学校 (正門左側フェンス)
29	5	港町 2-10 新港ふ頭中央緑地公園内 (東側の柵)
29	6	字天久1196-12 オフィスシステムプロダクト向い (ガードレール)
29	7	港町 1-6 新港ふ頭東緑地公園 (草地) ・具志堅アパート斜向い
29	8	字天久879-2 三和交通 (株) 天久営業所フェンス

第 3 0 投票区 (8 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
30	1	泊 3-1-8 泊北岸船客待合所入口横 (ガードレール)
30	2	泊 3-12-22 ライオンズマンション隣 新屋敷公園 (柵)
30	3	字上之屋411-3 日本航空上之屋社宅前 (ガードパイプ)
30	4	泊 1-12-7 大進マンション前ガードレール
30	5	泊 2 丁目 泊小学校 (フェンス)
30	6	泊小学校裏門前カーブミラー付近ガードパイプ
30	7	泊 1 丁目 崇元寺公園内付近 (ガードレール)
30	8	泊 1 丁目23-9 泊小学校 正門付近 (ガードレール)

第 3 1 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
31	1	安里 2 丁目付近 ひめゆり橋 (欄干) 安里交差点に向かって左側
31	2	樋川 2-8-8 那覇市教育委員会裏横 (ガードレール)
31	3	樋川 2-8 神原中学校前四条橋欄干
31	4	字安里411-1 サンハイツ前安里橋 (欄干) 安里交差点向け左側

31	5	安里2丁目付近 ひめゆり橋（欄干）安里交差点に向かって右側
31	6	樋川2-7-1 神原小学校給食準備室前（ガードパイプ）
31	7	壺屋1-3-12 ビガロ壺屋前（街路樹地帯）

第 3 2 投票区（7ヶ所）

投票区	番号	設 置 場 所
32	1	牧志2-8 牧志公園公衆トイレ前
32	2	牧志2-8 牧志公園向い（後方柵）
32	3	牧志2-10-1 マックスバリュ牧志店向い（後方柵）
32	4	安里2-5-22 安里交差点付近後方（柵）
32	5	牧志3-272-5 モノレール牧志駅下（ガードパイプ）
32	6	牧志3-24-32 山田宅前（後方柵）
32	7	安里2-6-51 那覇情報システム専門学校向い（柵）

第 3 3 投票区（8ヶ所）

投票区	番号	設 置 場 所
33	1	泉崎1丁目 モノレール旭橋駅交通広場前（植栽）
33	2	久茂地1-2-20 OTV国和プラザ前（フェンス）
33	3	泉崎1-1-1 市役所裏通り（ガードパイプ）
33	4	泉崎1-1-1 市役所県庁側（花壇と壁の間）
33	5	松尾1-21-44 那覇高校正門右側（ガードパイプ）
33	6	松尾1-5-1 那覇グランドホテル付近（ガードパイプ）
33	7	松尾2-15 (株)アサカ向い（ガードパイプ）
33	8	松尾1-21-1 那覇高校横（ガードパイプ）

第 3 4 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
34	1	樋川1丁目 中央公園東側
34	2	樋川1-33-3 又吉胃腸科外科医院向い与儀小学校側 (ガードパイプ)
34	3	樋川1-28-1 琉銀与儀支店前 (ガードパイプ)
34	4	樋川1丁目 中央公園西側
34	5	樋川1-18-66 高里宅前 (ガードレール)
34	6	樋川1-8-8 樋川市営住宅側 (ガードレール)
34	7	樋川1-12-39 上間宅前 (ガードパイプ)

第 3 5 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
35	1	楚辺2-1 城岳小学校駐車場前 (植栽)
35	2	楚辺2-1 城岳小学校前 (植栽)
35	3	字楚辺292 「ライオンズ泉崎マークヒルズ」建設現場下 (植栽)
35	4	字楚辺270 公衆電話ボックス前 (植栽)
35	5	字楚辺234 コインランドリー向い (植栽)
35	6	楚辺2-42 壺川交差点前 (植栽)
35	7	楚辺2-33 沖縄県JA会館前 (ガードパイプ)

第 3 6 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
36	1	壺川3-1-19 ミスタードーナツ裏
36	2	壺川3-2-6 市営住宅1号棟正面入り口向い (植栽)
36	3	壺川1-11-1 壺川東市街地住宅 (ガードパイプ)

36	4	壺川 3-3-8 那覇中央郵便局横
36	5	壺川 2-3-9 那覇社会保険事務所向い壺川中公園内 (緑地)
36	6	壺川 1-11-1 壺川東公園 (植栽)
36	7	壺川 2-10-6 県営大橋市街地住宅裏 (ガードパイプ)

第 3 7 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
37	1	久茂地 1-11-6 琉球銀行横川沿い (植栽)
37	2	久茂地 2-5-18 こくば駐車場向い (ガードレール)
37	3	久茂地 3-24-1 久茂地公民館近くモノレール高架橋下 (ガードレール)
37	4	牧志 1-15 十貫瀬橋近く資材置き場横 (ガードレール)
37	5	久茂地 2-25-1 高田久茂地マンション横川沿い (ガードレール)
37	6	久茂地 3-19 美栄橋公園 (フェンス)
37	7	久茂地 3-26 久茂地小学校正門横 (ガードパイプ)

第 3 8 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
38	1	前島 2 丁目 前島橋欄干
38	2	前島 1 丁目 前島橋欄干
38	3	前島 2-16-8 フリアンティーズ (洋菓子屋) 前
38	4	前島 1-7-1 前島小学校付近 (ガードパイプ)
38	5	前島 2-13-10 おきぎん環境サービス (株) 駐車場 (フェンス)
38	6	前島 1-20 前島南公園 (柵)
38	7	前島 1-3 前島中央公園 (柵)

第 3 9 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
39	1	松山 1-27 りゅうせき専用駐車場横 (ガードパイプ)
39	2	松山 1-21-2 国家公務員松山住宅 2 号棟前 (ガードパイプ)
39	3	松山 2-24-1 那覇中学校体育館側 (植栽)
39	4	松山 2-22-1 若松市営住宅向い (ガードパイプ)
39	5	松山 2-24 那覇中学校裏門横 (ガードパイプ)
39	6	前島 3-20 前島北児童公園 (柵)
39	7	松山 2-19 若松公園 (柵)

第 4 0 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
40	1	若狭 2-16 若狭小学校正門横 (植栽)
40	2	若狭 2-16 若狭小学校プール側 (ガードパイプ)
40	3	若狭 2-12 若狭公民館横 (ガードパイプ)
40	4	若狭 3-6 たか美容室向い (ガードパイプ)
40	5	若狭 1-23 若狭海浜公園 (植栽)
40	6	若狭 1-25 旭ヶ丘公園 (フェンス)
40	7	若狭 3-32 夫婦瀬公園内

第 4 1 投票区 (6 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
41	1	松山 1-17 松山公園前 (植栽側)
41	2	久米 2-17 松下駐車場前 (ガードパイプ)
41	3	久米 2-15 久米公園遊び場入り口 (フェンス)

41	4	西 1 - 2 - 16 (株)琉球光和向い (植栽)
41	5	東町10- 1 沖縄国際ボウリング場跡横 (ガードパイプ)
41	6	東町12 東町南公園 (ガードパイプ)

第 4 2 投票区 (8 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
42	1	東町14- 2 東和重機向い (フェンス)
42	2	辻 2 - 32 波之上自動車学校向い (植栽)
42	3	辻 2 - 30 サラダボウル前 (植栽)
42	4	辻 1 - 7 辻南公園側 (ガードパイプ)
42	5	通堂町 4 那覇船舶給水 (資) 前 (ガードレール)
42	6	辻 1 - 10 長光金物店前 (ガードレール)
42	7	辻 2 - 26 三文珠公園 (フェンス)
42	8	辻 2 - 15 辻児童公園 (植栽)

第 4 3 投票区 (8 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
43	1	字小禄1101- 2 前ガードパイプ
43	2	山下町17 垣花小学校正門右側ガードパイプ
43	3	山下町17 垣花幼稚園前ガードパイプ
43	4	山下町 6 山下西児童公園入り口フェンス
43	5	山下交差点ガードパイプ (奥武山公園向け)
43	6	山下町 5 「おそうじ本舗」 向い歩道のガードパイプ
43	7	山下交差点ガードパイプ (県道向け)

43	8	奥武山町割烹「花織」向い歩道の落下防止柵
----	---	----------------------

第 4 4 投票区 (7 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
44	1	字小禄880-4 平良宅前ガードパイプ (ガードパイプの中央)
44	2	字小禄105 高良宅向いガードレール
44	3	字田原88 田原自治会館斜め向いガードレール
44	4	字田原192-1 琉球古典研究所前ガードパイプ
44	5	字小禄1200 高良自動車板金工場横ガードレール
44	6	字小禄239 ホテルエアポート那覇駐車場斜め前ガードパイプ
44	7	字小禄414 タカラ契約駐車場前ガードパイプ

第 4 5 投票区 (8 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
45	1	小禄1-28-30 丸高アパート向いガードパイプ
45	2	字小禄951 當間宅向い小禄若草公園フェンス
45	3	字小禄1240 小禄泉原郵便局横ガードパイプ
45	4	字小禄1058-1 Uハウス前ガードレール
45	5	字小禄1406-1 山根宅前斜め向いガードパイプ
45	6	字小禄1005-3 長嶺第2アパート駐車場落下柵
45	7	字小禄1049 小禄月光公園
45	8	字小禄546-2 金城アパート前ガードパイプ

第 4 6 投票区 (6 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
46	1	鏡原町10-40 那覇市心身障害児療育センター向いガードレール (漫湖側)

46	2	鏡原町22 くじら公園側ガードレール
46	3	小禄1-32-1 大山方横ガードパイプ
46	4	小禄1-9 ひよどり児童公園柵
46	5	鏡原町37-1 漫湖公園テニスコート前植込み
46	6	鏡原町34-40 サンエー小禄店前ガードパイプ

第 4 7 投票区 (8 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
47	1	字宇栄原443 玉城宅前ガードパイプ
47	2	字宇栄原478前ガードパイプ
47	3	小禄4-3-9 上原宅前ガードパイプ
47	4	字宇栄原577 宇栄原団地A-2前ガードパイプ
47	5	字宇栄原605 宇栄原団地B-1前柵
47	6	字宇栄原598 宇栄原団地中央幼児遊園柵
47	7	字宇栄原869 宇栄原団地C-15横ガードパイプ
47	8	字宇栄原694番地隣 宇栄原中公園柵

第 4 8 投票区 (8 ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
48	1	宇栄原1-26-15 小禄オートガス前ガードパイプ
48	2	宇栄原1-10-10 トップ美容室横ガードパイプ
48	3	宇栄原1-12-1 さつき幼稚園前ガードパイプ
48	4	宇栄原1-15-16 石原方前ガードパイプ
48	5	宇栄原2-23-1 小禄中学校前ガードパイプ

48	6	高良 3-18-15 金子宅前ガードパイプ
48	7	高良 3-5 高良あおぞら公園柵
48	8	高良 3-1-12 マンガ倉庫第3駐車場横ガードレール奥の柵

第 4 9 投票区 (8ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
49	1	高良 1-4 高良公園
49	2	宮城 1-12-5 ガードパイプ
49	3	高良 2-3-18 小禄農協横落下柵
49	4	高良 1-4-43 具志方前(柵)
49	5	高良 2-14-22 サンヒルズ高良向い落下柵
49	6	具志 2-24 あさがお公園柵
49	7	具志 3-10 具志・宮城西公園柵
49	8	具志 3-32 忠農園横ガードレール

第 5 0 投票区 (9ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
50	1	金城 1丁目 垣花ポンプ場フェンス
50	2	赤嶺 2丁目 小禄わかば公園
50	3	田原 3-2-1 小禄市営住宅 1 棟前フェンス
50	4	田原 3-6-1 小禄市営住宅 5 棟前駅階段前フェンス
50	5	金城 5-10-2 沖縄ジャスコ那覇店西側駐車場出口横植栽
50	6	金城 3-2 小禄金城公園内柵 (池の前)
50	7	田原 1-7 どんぐり公園フェンス

50	8	田原3丁目 田原公園
50	9	赤嶺2-6-1 世界真光沖縄道場前ガードレール

第 5 1 投票区 (8ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
51	1	銘苅2-3-1 新都心銘苅庁舎前
51	2	銘苅1-19-29 アカネビル古島付近 (ガードレール)
51	3	字古島24-1 大盛産業ビル向い (ガードレール)
51	4	字銘苅183 山城生コンクリート工業付近・内間入口バス停付近 (柵)
51	5	銘苅3-3 銘苅てんとうむし公園草地
51	6	銘苅1-18-16 新都心銘苅市営住宅1号棟前
51	7	銘苅2-10 公園柵
51	8	銘苅1-5 銘苅かりゆし公園草地

第 5 2 投票区 (8ヶ所)

投票区	番号	設 置 場 所
52	1	新都心公園 (植栽) キタムラ側交差点
52	2	新都心公園 (植栽) 新都心マンション大興向い
52	3	新都心公園 (植栽) メゾンドールUCHIMA向い
52	4	新都心公園 (植栽) パークサイドおもろ向い
52	5	天久ちゅらまち公園 (植栽) メゾン・ポルテ・ボヌール向い
52	6	天久2-24 天久緑風公園 (植栽)
52	7	天久1-24 天久プリン山公園 (植栽)
52	8	天久ちゅらまち公園 スポーツデポ側

那覇市選挙管理委員会告示第47号
平成19年3月23日
掲 示 済

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成19年4月5日（木）に縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第5号
平成19年4月5日
掲 示 済

期日前投票所について

平成19年4月22日執行の参議院沖縄県選出議員補欠選挙の期日前投票の場所を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

期日前 投票所名	投票所に充てる 施設の名称	所在地	設置期間
期日前 第1投票所	那覇市銘苅庁舎 IT 会議室 （新都心銘苅庁舎2階）	銘苅2丁目 3番1号	平成19年4月6日 ～4月21日 午前8時30分 ～午後8時
期日前 第2投票所	那覇市役所本庁 1階ロビー	泉崎1丁目 1番1号	平成19年4月6日 ～4月21日 午前9時～午後6時

那覇市選挙管理委員会告示第6号

平成 1 9 年 4 月 5 日

掲 示 済

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について

平成19年4月22日執行の参議院沖縄県選出議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

期日前 投票所名	投 票 管 理 者		同職務代理者	
	氏 名	期 間	氏 名	期 間
期日前 第 1 投票所	上間豊春	平成19年4月 6日～13日	仲地藤子	平成19年4月 6日～4月21日
	仲地 巖	平成19年4月 14日～21日		
期日前 第 2 投票所	仲里 惇	平成19年4月 6日～13日	渡慶次 柴福	平成19年4月 6日～4月21日
	宮城邦彦	平成19年4月 14日～21日		

那覇市選挙管理委員会告示第7号

平成 1 9 年 4 月 5 日

掲 示 済

投票所について

平成19年4月22日執行の参議院沖縄県選出議員補欠選挙の投票の場所を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

投 票 区	投 票 所	所 在 地
1	石嶺小学校	首里石嶺町 4-360-8
2	城東小学校	首里石嶺町 2-74
3	城北小学校	首里石嶺町 1-162
4	城北小学校	首里石嶺町 1-162
5	大名児童館	首里大名町 2-75
6	首里公民館	首里当蔵町 2-8-2
7	城南小学校	首里崎山町 4-35-2
8	城西小学校	首里真和志町 1-5
9	首里高等学校	首里真和志町 2-43
10	松島中学校	古島 2-11-2
11	那覇市末吉老人福祉センター	首里末吉町 2-14
12	真嘉比小学校	字真嘉比 209
13	大道中央病院	安里 1-1-37
14	沖縄工業高等高校	松川 3-20-1
15	松川小学校	松川 1-7-1
16	大道小学校	字大道 146-1
17	石田中学校	繁多川 5-17-1
18	識名小学校	識名 2-2-1
19	上間小学校	長田 1-13-65
20	仲井真小学校	字仲井真 173
21	真地小学校	字真地 313
22	寄宮中学校	長田 1-13-65
23	真和志小学校	寄宮 3-1-1
24	真和志支所	寄宮 2-32-1
25	与儀小学校	与儀 1-1-1
26	古蔵中学校	古波蔵 4-8-1
27	古蔵中学校	古波蔵 4-8-1
28	安謝福祉総合施設内安謝児童館	安謝 2-15-1
29	曙小学校	曙 2-18-1
30	泊小学校	泊 2-23-9
31	神原小学校	樋川 2-7-1
32	壺屋小学校	牧志 3-14-12
33	市役所本庁	泉崎 1-1-1
34	神原中学校	樋川 2-8-1

投 票 区	投 票 所	所 在 地
35	城岳小学校	楚辺 2-1-1
36	那覇市壺川老人福祉センター	字壺川 28-2
37	久茂地小学校	久茂地 3-26-27
38	前島小学校	前島 1-7-1
39	那覇中学校	松山 2-24-1
40	若狭小学校	若狭 2-16-1
41	上山中学校	久米 1-3-1
42	上山中学校	久米 1-3-1
43	垣花小学校	山下町 17-1
44	小禄小学校	字小禄 1150
45	小禄南小学校	字小禄 955
46	鏡原中学校	鏡原町 36-1
47	小禄支所	字宇栄原 1035
48	小禄中学校	宇栄原 2-23-1
49	小禄南公民館	高良 2-7-1
50	金城小学校	金城 4-3-1
51	那覇市新都心銘苅庁舎	銘苅 2-3-1
52	那覇市緑化センター	おもろまち 3-2-1

那覇市選挙管理委員会告示第8号

平成 1 9 年 4 月 5 日

掲 示 済

投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について

平成19年4月22日執行の参議院沖縄県選出議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項の規定により、各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

投票 区	投票所	投票管理者氏名	職務代理者氏名	投票 区	投票所	投票管理者氏名	職務代理者氏名
1	石嶺小学校	高良 喜宏	安座間 勉	27	古蔵中学校	知念 功	座安 司
2	城東小学校	浜元 泰三	宮良 努	28	安謝児童館	阿波連 利	平良 仁一
3	城北小学校	座嘉比 光雄	浦崎 修	29	曙小学校	新里 真和	元 健二
4	城北小学校	稲程 弘	中村 芳隆	30	泊小学校	根間 秀夫	島袋 昇
5	大名児童館	宮城 哲哉	崎濱 秀司	31	神原小学校	鹿敷 真	比嘉 学
6	首里公民館	鹿手納 良明	宮良 佳孝	32	壺屋小学校	新里 博一	石嶺 伝彦
7	城南小学校	金城 貞雄	金城 康也	33	市役所本庁	本田 邦夫	新垣 明美
8	城西小学校	神谷 兼治	照屋 宏樹	34	神原中学校	比嘉 朝男	慶田城 用世
9	首里高校	眞喜屋 勇	辺土名 朝次	35	城岳小学校	栄野元 到	渡慶次 力
10	松島中学校	比嘉 和則	中本 敬	36	壺川老人センター	与儀 実彦	古堅 博己
11	末吉老人福祉セン ター	小嶺 理	片山 伸二	37	久茂地小学校	佐久川 政健	徳嶺 克志
12	真嘉比小学校	渡嘉敷 宗清	真境名 元作	38	前島小学校	仲田 恵司	我那覇 昌次
13	大道中央病院	前原 常雄	大城 仁志	39	那覇中学校	倉原 英弘	又吉 英一郎
14	沖縄工業高校	高江洲 修	城間 裕介	40	若狭小学校	大城 伸雄	佐々木 一肇
15	松川小学校	宇地原 靖	久貝 斉	41	上山中学校	内間 正子	新垣 淑博
16	大道小学校	石原 昌弘	安里 成顕	42	上山中学校	崎根 智	山田 裕之
17	石田中学校	知名 洋美	山城 忠信	43	塩花小学校	平良 克己	金武 佳之
18	識名小学校	新垣 昌秀	又吉 盛斗	44	小禄小学校	上江洲 清尚	上原 克
19	上間小学校	兼次 俊正	長濱 宗直	45	小禄南小学校	新垣 光信	嶺井 比呂志
20	仲井真小学校	上原 俊	新崎 隆	46	鏡原中学校	眞志堅 英治	上原 晃
21	真地小学校	国吉 真春	東 政範	47	小禄支所	山入端 登志夫	大嶺 毅
22	寄宮中学校	徳元 和政	高宮 修一	48	小禄中学校	玉寄 博道	上原 学
23	真和志小学校	大城 義智	玉寄 隆雄	49	小禄南公民館	上原 郁夫	長田 健二
24	真和志支所	玉城 敏邦	坂井 美	50	金城小学校	高江洲 義人	戸張 洋史
25	与儀小学校	新里 亨	辺土名 努	51	銘苅庁舎	上原 悟	上原 ゆり子
26	古蔵中学校	高吉 情次	平良 多聞	52	緑化センター	高江洲 広美	新川 琢也

那覇市選挙管理委員会告示第9号

平成19年4月5日

掲 示 済

開票の場所及び日時について

平成19年4月22日執行の参議院沖縄県選出議員補欠選挙における開票の場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

- 1 場 所 那覇市字識名1227番地
 那覇市民体育館 メインアリーナ
- 2 日 時 平成19年4月22日（日）
 午後9時10分開始

那覇市選挙管理委員会告示第10号

平成19年4月5日

掲 示 済

開票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について

平成19年4月22日執行の参議院沖縄県選出議員補欠選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

開票管理者	氏 名	瀬良垣 武安
職務代理者	氏 名	比嘉 朝文

那覇市選挙管理委員会告示第11号
平 成 1 9 年 4 月 5 日
掲 示 済

開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について

平成19年4月22日執行の参議院沖縄県選出議員補欠選挙において、開票立会人として届出のあった者が10人を超える場合又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

- 1 場 所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
 那覇市選挙管理委員会
- 2 日 時 平成19年4月19日（木）
 午後5時30分

那覇市選挙管理委員会告示第12号
平 成 1 9 年 4 月 5 日
掲 示 済

投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について

平成19年4月22日執行の参議院沖縄県選出議員補欠選挙における氏名等の掲示(投票所氏名掲示)の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

- 1 日 時 平成19年4月5日（木）
 午後5時30分
- 2 場 所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
 那覇市選挙管理委員会

那覇市選挙管理委員会告示第13号

平成 1 9 年 4 月 9 日

掲 示 済

期日前投票所の投票管理者の変更について

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について（平成19年4月5日那覇市選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

投票管理者の表中

期日前 第1投票所	上間豊春	平成19年4月12日
--------------	------	------------

を

期日前 第1投票所	仲地 巖	平成19年4月12日
--------------	------	------------

に改め、

期日前 第1投票所	仲地 巖	平成19年4月18日
--------------	------	------------

を

期日前 第1投票所	上間豊春	平成19年4月18日
--------------	------	------------

に改める。

正 誤

○那覇市公報号外第679号の正誤

2007(平成19)年3月30日付け那覇市公報号外第679号の那覇市訓令第5号について、次のとおり訂正する。

1191ページ [改正前 別記] 別表第2(第5条関係) 共通専決事項

1193ページ [改正後 別記] 別表第2(第5条関係) 共通専決事項

1191 ページ

訂正前

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分	専決者
人事に関する事項	職員(臨時職員を含む。以下同じ。)の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念義務免除で総務部長があらかじめその範囲等を示して指定するものの承認に関すること。	[略]
	<u>参事</u> 又は副部長	[略]
	<u>副参事</u> 、課長又は部に置く <u>主幹若しくは技幹</u>	
	課に置く <u>主幹若しくは技幹又は主査以下</u>	
[略]		

訂正後

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分		専決者
人事に関する事項	職員(臨時職員を含む。以下同じ。)の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念義務免除で総務部長があらかじめその範囲等を示して指定するものの承認に関すること。	部長	<u>助役</u>
		<u>参事</u> 又は副部長	[略]
		<u>副参事</u> 、課長又は部に置く <u>主幹若しくは技幹</u>	
		課に置く <u>主幹若しくは技幹又は主査以下</u>	
[略]			

1193 ページ

訂正前

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分		専決者
人事に関する事項	職員(臨時職員を含む。以下同じ。)の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念義務免除で総務部長があらかじめその範囲等を示して指定するものの承認に関すること。	[略]	
		<u>参事監</u> 又は副部長	
		<u>参事</u> 、課長又は部に置く <u>担当副参事</u> 若しくは <u>副参事</u>	
		課に置く <u>課内室長、担当副参事、副参事又は主幹</u> 以下	
[略]			

訂正後

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分		専決者
人事に関する事項	職員(臨時職員を含む。以下同じ。)の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念義務免除で総務部長があらかじめその範囲等を示して指定するものの承認に関すること。	部長	<u>副市長</u>
		<u>参事監</u> 又は副部長	[略]
		<u>参事</u> 、課長又は部に置く <u>担当副参事</u> 若しくは <u>副参事</u>	
		課に置く課内室長、 <u>担当副参事</u> 、 <u>副参事</u> 又は主幹以下	
[略]			